

CZ  
3  
02

田中 信顯 編纂

本草綱目  
鑑要式版

第二篇  
上卷

千鍾房藏版

本朝民鑑第二版

第貳編上卷

第壹章 戶籍

第一條

(岩手縣)

戶籍法中六ヶ年目毎更正ノ儀被停候ニ付  
疑義ノ件伺

第二條

(新川縣)

本家ノ戶主死亡嗣子無之ニ付末家ノ戶主  
爲相續罷越其跡長男頭記等ノ儀伺

第三條

(名東縣)

養子他ノ縁付其者戶主トナルキ戶籍面肩  
書ニ養父二人ノ姓名ヲ記スベキヤ否ノ件

伺

第四條

(名東縣)

後家二三男ヲ召連再嫁セシキ其次三男他家へ養子ニ遣シタルキ養父二人ヲ肩書ニ記スベキヤ否ノ儀伺

第五條

(福島縣)

戶籍總計出入寄留帳等屆方ノ儀伺

第六條

(東京府)

華士族ノ家籍ニ縁故有之附籍厄介元身分ヲ以テ可取扱哉ノ伺

第七條

(兵庫縣)

寄留ノ者諸願伺進達方ノ儀ニ付伺

第八條

(熊谷縣)

宮華族ノ家令以下職名無之者其本貫族籍ニ據リ可取扱哉否ノ儀伺

第九條

(廣島縣)

人民署名肩書ノ儀ニ付伺

第十條

(茨城縣)

寄留中逃亡セシ者寄留ノ縣ニテ尋方取計可然哉ノ儀伺

第十一條

(名東縣)

双子三子兄弟順序ノ儀伺

第十二條

(鶴岡縣)

戶籍帳現實ノ精調難相成云々ニ付伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引戶籍ノ部

第十三條

(京都府)

戶籍職分總計書式ノ儀ニ付伺

第十四條

(和歌山縣)

戶籍編制ノ儀其宅地ノ番號ニ拘ラズ總テ町村內連擔順序ニ隨ヒ番號ヲ付シ候ニ付建物書入質ノ證書へ番號記載等ノ儀伺

第十五條

(熊谷縣)

出入寄留表ノ內文部省定メ正則中小學教師ノ部無之ニ付伺

第十六條

(茨城縣)

寄留總計表差出方ノ儀ニ付伺

第十七條

(岩手縣)

各區總計表差出方ノ儀伺

第十八條

(京都府)

戶主單獨老幼極貧等ニテ一戶維持スル能ハズ他へ附籍スルキ一家廢存ノ儀伺

第十九條

(岩手縣)

妾名定方ノ儀伺

第二十條

(福島縣)

明治十年第廿號公布ニ付戶籍法心得中第五條但書施行有無ノ儀伺

第二十一條

(千葉縣)

妊娠十个月ニ至リ胎中ニ在テ既ニ死シ分娩スル者モ出生後直ニ死没ノ者ト同シク

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引戶籍ノ部

長二男ト稱シ可然ヤノ儀伺

第二十二條

(高知縣)

戶籍法中九十日内外ヲ以テ旅行寄留ノ目ヲ別メレ候處回國行脚ノ如キ者ノ儀ニ付伺

第二十三條

(長崎縣)

戶籍加除之儀ニ付伺

第二十四條

(千葉縣)

戶籍法第五則中人員増減戶籍帳ヲ加除スル件ハ區戶長限リ取扱度儀ニ付伺

第二十五條

(愛知縣)

坂田伊助外國ニ漂着天保年間ヨリ今日迄

嘸曉國首府ニ滞在有之右戶籍面除籍有之候ニ付如何取計可然哉ノ儀伺

第二十六條

(茨城縣)

附籍厄介區別ノ儀ニ付伺

第二十七條

(廣嶋縣)

華士族僧尼舊神官送籍ノ儀ニ付伺

第二十八條

(愛媛縣)

一旦戶主トナリシ者除族ノ刑ヲ受ケ該家ニ附籍トナリシ後ニ他家ノ相續養子トナラシトテ願出ル儀ニ付伺

第二十九條

(滋賀縣)

一寺住職ノ者教導職試補以上ノ者ニ付其

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引戶籍ノ部

家屬ハ士族ニ準スルヤ否ノ儀伺

第三十條

(東京裁判所)

夫婦或ハ養子女區別等ノ儀ニ付伺

第三十一條

(京都裁判所)

教導職試補階級被廢候ニ付本籍ヲ以可論哉ノ儀伺

第三十二條

(東京裁判所)

囚ノ貫趾ハ一々戸籍法ニ據テ記スヘキ儀ニ付伺

第三十三條

(新潟裁判所)

戸籍帳ト人別帳ト同物ニ唱ナル儀ニ付伺

第三十四條

(飾磨縣)

戸長戸籍改ノ節誤テ人員ヲ脱漏シ及ヒ戸主死亡逃亡ノ届ヲ失忘スル罪處分等ノ儀ニ付伺

第三十五條

(敦賀縣)

戸主死シテ嗣子ナキ手或ハ幼少ナル其妻戸主トナリ家事ヲ執ルアリ右戸籍面等ノ儀ニ付伺

第三十六條

(敦賀縣)

一家婚姻ノ際夫妻同稱ノ者改名ノ儀ニ付伺

第三十七條

(長崎縣)

異字同音ニテ差支候節ハ改名聞届不苦哉

ノ儀ニ付伺

第三十八條

(千葉縣) 夫養子ニテ妻ハ養家ノ女ニ候處虛弱ニ付  
離縁ノ上右家女ハ他家ノ厄介附籍等ニ爲  
致度願出候ニ付伺

第三十九條

(白川縣) 脱籍無産ノ徒復籍入費ノ儀ニ付伺

第四十條

(足柄縣) 養子ノ戶主隱居シテ實家へ復籍ヲ願フ者  
ハ父ヲ離別スル筋ニ付難聞届哉ノ儀伺

第四十一條

(小倉縣) 華士族ノ子弟一旦平民籍へ編入セシ者復

籍スルキハ華士族ニ復スルヤ又ハ平民ノ  
儘宗家へ復シ可申哉ノ儀伺

第四十二條

(敦賀縣) 職業ノ名ヲ以苗字ニ換用シ又ハ屋號ヲ以  
テ苗字ニ呼稱シ來候者モ苗字更ニ爲相設  
可然哉ノ儀伺

第四十三條

(敦賀縣) 有祿ノ士族へ無祿ノ士族合家ノ儀伺

第四十四條

(敦賀縣) 脱籍人其非違ヲ悔悟シ自首スル者處分ノ  
儀伺

第四十五條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引戶籍ノ部

（和歌山縣） 人民署名肩書ノ儀ニ付伺

第四十六條

（千葉縣） 士民幼稚ノ子弟潰家相續スルニアラハ獨立ノ主意ニテ分籍願出候者後見人相立候節ハ聞届不苦哉ノ儀伺

第四十七條

（敦賀縣） 無餘義情故有之改名願出候ハ、地ノ遠近ヲ問ハス聞届不苦哉ノ儀伺

第四十八條

（名東縣） 脱籍無産ノ徒遞送入費償却ノ儀内務省七年第廿四號御達疑義ノ件伺

第四十九條

（大分縣） 實家斷絶ノ別家ノ從弟アルキ附籍申付候權利有無ノ儀伺

第五十條

（茨城縣） 所刑濟ノ者無籍可引渡地無之懲役場内ハ區別相立差置候者戶籍總計表ハ記載方ノ儀伺

第五十一條

（兵庫縣） 各地寄留ノ者諸願同等之儀ニ付伺

第五十二條

（山口縣） 士族ノ隱居又ハ二三男歸農商再ヒ士族ハ復籍ノ儀ニ付伺

第五十三條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引戶籍ノ部



(榎木縣)

士族某死去質子家督相續ノ後又死去候ニ付其姉相續ノ後夫ヲ迎ヘ候儀ニ付伺

第五十四條

(和歌山縣)

離別ノ姉遺ス所ノ女子ヲ其離別ノ姉ノ附籍トナス儀ニ付伺

第五十五條

(石川縣)

僧侶士民ノ養子トナリ僧業ノ儘共家ヲ相續ノ儀ニ付伺

第五十六條

(白川縣)

僧侶身分定籍ノ儀ニ付伺

第五十七條

(名東縣)

養子養家ノ女(即チ養子ノ妻)ヲ離縁シ他ヘ嫁セサ

ル前戸籍面記載方ノ儀伺

第五十八條

(名東縣)

本末兩家兄ハ本家弟ハ末家ナルキ兄ノ家衰頽子弟ヲ難養末家ヘ附籍爲致度儀ニ付伺

第五十九條

(島根縣)

舊松江藩醫師編籍ノ儀ニ付伺

第六十條

(飾磨縣)

一子ヲ携ヘ他家ノ養子トナリ後一子ヲ舉ケ携ヘル所ノ子ヲ分家セシムル儀ニ付伺

第六十一條

(石川縣)

婚儀未整ノ家女ヲ離別シ養姉ト致度儀ニ

付伺

第六十二條

(高知縣)

一家別姓ヲ稱フル者ノ儀ニ付伺

第六十三條

(神奈川縣)

本末合籍一家ニ復スル者ノ儀ニ付伺

第六十四條

(佐賀縣)

除族ノ刑ヲ蒙ル者華士族へ養子トナリ其族ヲ冒ス儀ニ付伺

第六十五條

(新川縣)

脱籍無産ノ徒復籍規則第七條ノ儀ニ付伺

第六十六條

(佐賀縣)

除族ノ刑ニ處セラレ候輩別ニ生産ナキヲ

以同族ノ家へ附籍厄介ニ致度儀伺

第六十七條

(度會縣)

僧侶定籍候共自營ノ權利無之輩ハ一般人民附籍者ト同様ニ相心得可然哉ノ儀伺

第六十八條

(神奈川縣)

附籍厄介ト相成居候者身分取扱疑儀ノ件伺

第六十九條

(愛媛縣)

舊藩主ノ許可ヲ得テ士族ノ長男他へ養子ニ遣シ次男ヲ以テ嗣子ト定メ候者事故アリテ長男復籍致候ニ付右兄ヲ以テ嗣子ト定メ度儀ニ付伺

第七十條

(石川縣)

僧尼ノ中即今脱籍尋中又ハ永尋ノ者處分ノ儀伺

第七十一條

(東京府)

士族戶主ノ儘僧侶得度ノ儀ニ付伺

第七十二條

(和歌山縣)

婢養子脱走致候ニ付其女ニ後夫ヲ迎フルノ儀ニ付伺

第七十三條

(堺縣)

親戚稱呼區別ノ儀ニ付伺

第七十四條

(高知縣)

苗字名改稱ノ儀ニ付伺

第七十五條

(小田縣)

養子女夫婦双方離婚各其實家ニ歸ルノ後養家ニ在ル日妊娠シ已ニ離縁ノ後分娩スル出生ノ小兒ハ養家ノ籍ニ編入スヘキ哉ノ儀伺

第七十六條

(白川縣)

妻携帶ノ男兒アリテ後實子ヲ舉ケタルハ長幼ノ順序ニ因リ妻ノ連レ子ヲ以テ家名相續可爲致哉ノ儀伺

第七十七條

(岐阜縣)

戶主逃亡行衛不知者戶主替ノ儀ニ付伺

第七十八條

(飾磨縣)

遺子ヲ有スル寡婦ニシテ後夫ヲ迎フル儀

ニ付伺

第七十九條

(秋田縣)

妻妾ニ非ラスシテ分娩スル小兒男女情願ニ依リ何レニ編入致候ヲモ不苦哉ノ儀伺

第八十條

(京都府)

戸籍ニ編入セサル女子ヲ妻ト見做ス慣習ノ儀ニ付伺

第八十一條

(千葉縣)

除族ノ者ニ非ラスシテ甲ノ士族ノ子女ヲ乙ノ士族ニ附籍候者ハ平民ト相心得可然哉ノ儀伺

第八十二條

(鳥取縣)

僧侶ノ弟子住職同様職分表ニ記載ノ儀ニ付伺

第八十三條

(水澤縣)

寺職ヲ經テ退隱スル僧徒ノ犯罪アルハ各自本籍ヲ以テ論ス可キ哉ノ儀伺

第八十四條

(茨城縣)

繫囚有籍者及無籍者賄料等ノ儀伺

第八十五條

(奈良縣)

僧侶歸俗商業相營候節改名ノ儀伺

第八十六條

(三瀨縣)

本姓ニ復スルノ儀ニ付伺

第八十七條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引戸籍ノ部

(新潟縣)

第八十八條

岳謙改姓願ノ儀ニ付伺

(島根縣)

第八十九條

改姓改名不相成旨壬申八月御布告前同戸  
異姓相用來候者處分ノ儀伺

(滋賀縣)

第九十條

家族ノ者戸主ト苗字ヲ異ニスル引直方ノ  
儀伺

(水澤縣)

第九十一條

既ニ退隱スル僧徒本籍定方ノ儀再伺

(淨土宗管長)

第九十二條

宗内ノ僧侶法名ニ改ムル儀ニ付伺

(石川縣)

第九十三條

僧尼復籍ヲ望マヌシテ共住職在務寺院ノ  
區ニ定籍致度儀ニ付伺

(豐岡縣)

第九十四條

眞宗光行寺住職若宮正照儀士族ニ編入方  
願出ノ儀ニ付伺

(敦賀縣)

第九十五條

民籍ニ編入ノ士族復籍ノ儀伺

(鳥取縣)

第九十六條

男女兩戸主合家ノ末夫妻ノ内何ノカ死去  
ノ尙外戸主ト合家ノ儀伺

(飾磨縣)

長次男有之者分家スヘキ目途ニ無之養子

第九十七條

女貰受候等ノ儀ニ付伺

(山形縣)

分籍別家ノ者貧困ニシテ生活難相立場合ニ於テハ救助筋ヲ本家へ強ユルノ權有無ノ儀ニ付伺

第九十八條

(島根縣)

合家禁止ハ士民一般ニ候哉否ノ儀ニ付伺

第九十九條

(三重縣)

平民ト雖モ合家不相成儀ニ候哉否等ノ儀伺

第一百條

(福島縣)

兵役ヲ免レシカ爲メ新戸設立スル者處分

ノ儀伺

第一百一條

(神奈川縣)

丁年以下ノ男女別家分籍ノ儀伺

第一百二條

(千葉縣)

戸主隱居ノ上分家願出候節ハ二三男アルモノハ必ス其次三男ノ内ヲ嗣子トシテ供ニ分籍可致哉ノ儀伺

第一百三條

(若松縣)

婦他男ト姦通シ懷妊ス本夫姦婦姦夫ト私和スルキハ其姦通ニ因テ舉ケタル子ハ私生ヲ以テ論シ婦女ノ引受タルヘキヤ否ノ儀伺

第四百四條

(千葉縣)

私生ノ子其父子ト認メ入籍候上ハ戶籍列次等ノ儀ニ付伺

第四百五條

(鳥取縣)

養子女又ハ妻妾戶籍ニ登記セサル内犯罪アルキ處分ノ儀伺

第四百六條

(宮崎縣在勤有馬判事)

戶籍ニ登記セサルモ親屬熟談ノ上妻トナリタル者姦罪ヲ犯スキハ處女ヲ以テ論スヘキ哉ノ儀伺

第四百七條

(磐井縣)

幼稚ノ子弟父兄ニ携帶セラレ本籍ヲ逃亡

第四百八條

(相川縣)

シ流浜中父兄死シ尙漂泊スル者處分ノ儀伺  
脱籍數十年前ニテ自首スル者男女老少ノ別ナク復籍當人望ノ地ニ入籍等ノ儀伺

第四百九條

(大坂府)

復籍シ難キ脱籍人懲治監ニ入連鎖ヲ用フル儀伺

第五百十條

(東京府)

東京士族高村武成母並三女復籍ノ儀伺

第五百十一條

(群馬縣)

寄留人逃亡ノ者單身全戶ノ別ヲ問ハス長尋可申付期ニ至レハ寄留籍ヲ除キ可然哉

ノ儀伺

第一百十二條

(新潟縣)

明治二年以前脱籍ノ者ニテ他府縣ノ捕縛ニ係リ遞送ノ際途中逃亡シ再度就縛遞送ノ者費用取扱ノ儀ニ付伺

第一百十三條

(大分縣)

無籍ノ者ニ救助ノ儀ニ付伺

第一百十四條

(大分縣)

脱籍者引渡入費ノ儀ニ付伺

第一百十五條

(茨城縣)

脱籍ノ者届出方遅延ニ及候節取扱方ノ儀伺

第一百十六條

(椽木縣)

御雇御用掛リノ者犯罪ノ節ハ本籍ヲ以テ論ス可キ哉ノ儀伺

第一百十七條

(岩手縣)

棄兒養育米相受居候節ハ戶籍上肩書如何相認可申哉ノ儀伺

第一百十八條

(飾磨縣)

雇人名稱ノ儀ニ付伺

第一百十九條

(仙臺裁判所)

一个月以上期限ヲ定メ雇使スル者ヲ雇人ト稱スル儀ニ付伺

第一百廿條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引戶籍ノ部



(山梨縣)

脱籍無産ノ徒復籍シ難キ者授産場留置中  
飲食料ノ儀伺

第百廿一條

(節磨縣)

無籍遞送人諸入費ノ儀ニ付伺

第百廿二條

(兵庫縣)

犯罪處置濟ノ者原籍突留遞送入費等ノ儀  
伺

第百廿三條

(舊磐井縣)

本籍陸前國ニ在ル囚人廢縣ニ付引渡方ノ  
儀伺

第百廿四條

(椽木縣)

行旅病人止宿中死ニ至リ原籍姓名ノ偽稱

ナルヲ發覺シ全ク無籍者ナル者處置方ノ  
儀伺

第百廿五條

(愛知縣)

宿村遞送入費用償却方ノ儀伺

第百廿六條

(京都府)

士族ニテ平民ト偽稱シ犯罪處分ノ後士族  
ナル儀發覺セシ者除族トナスヤ否ノ儀伺

第百廿七條

(三重縣)

行旅病氣其他不慮ノ事故アリ路用差支候  
者處分ノ儀伺

第百廿八條

(千葉縣)

裁判所處刑濟ノ者本籍へ遞送方ノ儀伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引戶籍ノ部

第百廿九條

(長野縣)

戶籍面養女書式等ノ儀ニ付伺

第百三十條

(東京府)

甲家ノ男子乙ナルモ丙家へ婿養子ト爲  
リ二子ヲ擧ケ事故アリテ離絶スルニ協議  
ノ上次子丁ヲ乙引連歸籍シ甲家ノ養子又  
ハ附籍ト爲ス者籍面認メ方ノ儀伺

第百三十一條

(筑摩縣)

女子其父兄死亡シ一家中尊長タル者無之  
新ニ無夫ノ女子ヲ分籍シ戶主ニ立候儀ニ  
付伺

第百三十二條

(福島裁判所)

遞送ハ護送ノ者怠惰ノ節處分ノ儀ニ付伺

第百三十三條

(神奈川縣)

外國人雇ノ内國人戶籍調査ノ儀ニ付伺

第二章 皇族華族取扱規則

第百卅四條

(白川縣)

勅奏官華族犯罪急卒ノ場合即時推問ノ儀  
伺

第百卅五條

(京都裁判所)

本籍華族ノ判任官ヲ毆罵スル者處分ノ儀  
伺

第百卅六條

(新治裁判所)

華士族ノ嫡子以下厄介ノ者逃亡ノ儀ニ付  
伺

第百卅七條

(東京府)

皇族邸地ノ儀ニ付伺

第百卅八條

(新潟縣)

華族願伺届取扱方ノ儀ニ付伺

第百卅九條

(京都裁判所)

華族ノ判任公罪ヲ犯スル者處分方ノ儀伺

第百四十條

(司法省)

華族犯罪ニ付呼出方ノ儀ニ付伺

第百四十一條

(京都裁判所)

華族ニシテ民事訴訟ヲ受ル者代人差出候  
未本人ヲ呼出サ、ルヲ得サル者處分方ノ  
儀伺

第百四十二條

(福島裁判所)

華族ノ犯罪ハ有位無位ニ拘ハラス時々奏

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引皇族華族取扱規則ノ部

第三章 華士族家督相續規則

第四百十三條

(廣島縣) 尊族ノ者家督ノ儀ニ付伺

第四百十四條

(長崎縣) 末家ノ長男ヲ本家ノ養子トナシ末家ノ次男ヲ其家ノ相續人トナス儀ニ付伺

第四百十五條

(足柄縣) 除族ノ士族他ノ士族以上ニ縁組家督相續ノ儀伺

第四百十六條

(高知縣) 幼少ニテ家跡相續ノ戸主ニ後見人ハ士族ニ限リ候哉ノ儀伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族家督相續ノ部

第四百十七條

(千葉縣) 戶主疾病隱居再相續人トナル者戶主平癒ノ後ハ直ニ當主ノ嗣子トナリ可然哉ノ儀伺

第四百十八條

(宮城縣) 別段死去ノ遺言等無之女子ヲ以テ養子トナシ相續ニ相立候儀ニ付伺

第四百十九條

(大坂府) 士族舉家死亡相續ノ者無之親戚又ハ他家ヨリ女子ヲ貰受追テ聲養子致候迄家名相續爲致度儀ニ付伺

第四百五十條

(磐前縣) 養子家督相續ノ上疾病及其他ニテ養家ニ於テ隱居ノ後疾病平癒ノ上ハ他家へ相續致不苦哉ノ儀ニ付伺

第四百五十一條

(三重縣) 女子幼少ニシテ婚姻以前養子死去再ヒ右女子へ入婿シ跡相續爲致候節女子ノ母ヲ相續人ノ養母ト相定メ右亡夫ヲ養父ト追稱スヘキ哉ノ儀伺

第四百五十二條

(名東縣) 士族亡跡家督相續ハ定式ノ忌五十日ヲ經可申ノ處在官ノ者除服ノ節ハ五十日以内ト雖モ相續申付不苦哉ノ儀伺

第五百十三條

四〇

(和歌山縣) 士族戶主除族相成父母其他家族無之該家  
相續人ノ儀血統ノ者願出候ハ、士族ノ家  
名可被存哉ノ儀伺

第五百十四條

(山形縣) 華士族家督相續規則ハ平民モ右ニ準據シ  
相續爲相定不苦哉ノ儀伺

第五百十五條

(飾磨縣) 五十歳以上ノ隱居分家願出候節ハ聞届不  
苦哉ノ儀伺

第五百十六條

(名東縣) 士族戶主病死シ相續人無之場合ニ於テ相

續人ヲ索メ得ル迄實母ヲ以テ假ニ相續ノ  
儀ニ付伺

第五百十七條

(石川縣) 平民子弟ヲ士族ニ取立有之候者死去シ男  
女子無之父兄へ相續願出候節ハ聞届不苦  
哉ノ儀伺

第五百十八條

(白川縣) 當主死亡ノ節長男幼稚ニシテ相續スルヲ  
不得故ヲ以叔父ヲ以相續ノ儀伺

第五百十九條

(白川縣) 幼少ノ戶主後見人ノ儀ニ付伺  
第六十條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族家督相續ノ部

(飾磨縣)

長男病氣等ニテ次男家督ヲナシ其後長男病氣平癒ニ付分家爲致度儀ニ付伺

第百六十一條

(宮城縣)

本家男子無之ニ付末家獨身ノ戶主ヲ養子ニ致度儀ニ付伺

第百六十二條

(敦賀縣)

士族當主死亡他ニ相續人無之節養女ヲ以相續ノ儀伺

第百六十三條

(司法省)

家督相續或ハ贈遺等ニテ地所讓渡ノ儀ニ付伺

第百六十四條

(山口縣)

五十歳以上ノ隱居再相續ノ儀ニ付伺

第百六十五條

(岡山縣)

判任官以上拜命遠路相隔本職中家事行届兼候ニ付嗣子ニ相續ノ儀ニ付伺

第百六十六條

(鳥取縣)

戶婚律立嫡違法ノ儀ニ付伺

第百六十七條

(石川縣)

本家相續ノ儀ニ付伺

第百六十八條

(靜岡縣)

一代士籍ニ編入ノ者退隱ノ節ハ當主ハ平民籍ニ編入ノ儀ニ付伺

第百六十九條

(北條縣) 士族一旦斷滅ニ及ヒ經年ノ後親戚或ハ同族平民ノ内子弟ヲ以家名相續爲致度儀ニ付伺

第一百七十條

(福島縣)

戸主死去シ嗣子幼弱加フルニ老少ノ家族多數ニシテ一家保存差支候ニ付長姉へ夫ヲ迎へ戸主トナスノ儀ニ付伺

第一百七十一條

(和歌山縣)

妾服ノ長男ヲ廢シ嫡妻ノ次男ヲ以家督相續ノ儀伺

第一百七十二條

(京都府)

家督相續ノ爲メ除族ノ質子ヲ復籍セシム

ルノ儀ニ付伺

第一百七十三條

(石川縣)

士族相續方ノ儀伺御指令但書疑義ノ件伺

第一百七十四條

(千葉縣)

前夫ノ子女ヲ他へ養子ニ遣シ後夫ノ質子ヲ以テ家督相續爲致度儀ニ付伺

第一百七十五條

(長崎縣)

質子幼少又ハ多病ニ付遺妻へ後夫ヲ迎へ家跡和讓度儀ニ付伺

第一百七十六條

(熊本縣)

弟ヲ以養子トナサス弟ノ儘相續爲致候儀ニ付伺



第四百七十七條

(岐阜縣) 弟相續ノ儀養子ト稱セズ相續人ト稱スル  
儀ニ付伺

第四百七十八條

(大坂府) 戸主脱籍跡相續人ノ儀ニ付伺

第四百七十九條

(群馬縣) 士族家督相續ノ節祿ノ有無ニ依テ辭令書  
相渡候儀ニ付伺

第四百八十條

(三重縣) 幼稚ノ遺子ニテ遺妻惡疾ニ罹リ生活難相  
立者他ヨリ相續人ヲ迎フル儀ニ付伺

第四百八十一條

(椽木縣) 隱居家督ノ辭令書亡失書替願出候節取扱  
方ノ儀ニ付伺

第四百八十二條

(廣島縣) 夫多病ニ付退隱シ妻へ家督相續願出候者  
處分ノ儀伺

第四百八十三條

(岐阜縣) 戸主死亡後嗣子幼年ニ付遺妻相續ノ儀伺

第四百八十四條

(福島縣) 戸主ニ非ラサル嫡子嫡孫ニシテ生子ナシ  
他ヨリ養子ヲ迎ヒ度儀願出候節取計方ノ  
儀伺

第四百八十五條

(置賜縣)

嗣子無之戸主死去シ母妻姉妹ノミ存在スルキハ順序何レヲ的當トナスヤノ儀伺

第百八十六條

(名東縣)

夫養子ニテ戸主トナルノ後病弱ニ付妻ヘ家督ヲ讓リ解縁致度儀ニ付伺

第百八十七條

(高知縣)

婦女戸主タルキ夫ヲ迎フルモ養子トナスモ自由ニ任セ可然哉ノ儀伺

第百八十八條

(茨城縣)

平民ノ戸主疾病ニテ農商ノ業ニ従事スル能ハサルヲ以テ長女ヘ婿養子ヲ迎ヘ後見トナスノ儀ニ付伺

第百八十九條

(福島縣)

長男有罪除族ノ者次男ヘ家督相續ノ儀伺

第百九十條

(山梨縣)

次男他ヘ養子トナリ實家ノ長男兄即チ逃亡等ニテ他ニ相續人無之ニ付離縁ノ上實家相續ノ儀伺

第百九十一條

(濱松縣)

嚮ニ除族トナリシ子ヲ復籍相續セシムルノ儀伺

第百九十二條

(廣島縣)

華士族家督相續規則ハ平民ニ及ハスト雖立嫡違法ノ律アルヲ以テ違法アルヘカラ

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族家督相續ノ部

第四章 華士族平民養子婚姻離婚手續

第百九十三條

(白川縣)

獨身ノ戸主相續人ヲ設ケス一家ヲ廢他ノ養子ト相成度儀ニ付伺

第百九十四條

(静岡縣)

事故有之他家ノ長男ヲ養子ニ賞請度儀ニ付伺

第百九十五條

(宮崎縣)

當主ヨリ年長ノ者ヲ養子トナス儀ニ付伺

第百九十六條

(白川縣)

長男ヲ他家へ養子トナスノ儀ニ付伺

第百九十七條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民養子婚姻離婚手續ノ部

(名東縣) 養子養家ヨリ直ニ他ヘ縁付候儀ニ付伺  
第九十八條

(鳥取縣) 長二三男アリテ長ニハ他家ヲ相續シ實家  
ハ三男ニテ相續ノ積リ然ルニ長二男ノ内  
離縁ト成リ復歸ノ後更ニ他家ヘ養子ニ差  
遣度儀伺

第九十九條

(愛知縣) 養子戸主トナリシ後病氣ニ付退隱シ他ニ  
リ養子ヲナシ相續ノ後病氣平愈ニ付他ヘ  
養子トナル者ノ儀ニ付伺

第二百條

(白川縣) 養子離縁ノ節長男庶子共實家ヘ携帶致度

儀願出ニ付伺

第二百一條

(新川縣) 一家保續ノ目的無之者一家ヲ廢シ他ノ養  
子ト相成度儀ニ付伺

第二百二條

(石川縣) 自營不能等ノ者一家取置度儀ニ付伺

第二百三條

(和歌山縣) 長孫ヲ他家ヘ養子ニ差遣度儀ニ付伺

第二百四條

(高知縣) 除族ノ者華士族ノ養子トナル儀ニ付伺

第二百五條

(名東縣) 養子タル者養父兩名ヲ帶スル理無之云々

御指令疑義ノ件伺

第二百六條

(高知縣)

長女有之者前戸主ノ實妹へ翌養子致度儀伺

第二百七條

(東京府)

華士族ノ隱居或ハ尊族戸主ニ非ラサル者  
他人ノ男女子ヲ貰受養子トナス儀ニ付伺

第二百八條

(白川縣)

養子未タ戸主トナラサル前男女子數名出生  
其後離縁トナルキ其子ハ男女子ヲ不論  
養家へ殘シ候儀至當ノ處双方熟談ノ上實  
家へ引取候儀不苦哉ノ儀ニ付伺

第二百九條

(三重縣)

養子家督ノ後死去遺妻へ他ヨリ養子致候  
節ハ前養子ヲ以テ養父ト稱スヘキ哉ノ儀  
伺

第二百十條

(岐阜縣)

養女相續退テ養子致度儀伺

第二百十一條

(新川縣)

長男幼少ニテ産業ヲ營不能時他ヨリ養子  
ノ儀ニ付伺

第二百十二條

(宮崎縣)

養子戸主トナリ養家相續中他ヨリ負債ヲ  
ナシ事故アリテ離縁ノ後右負債ハ養家ニ

本朝氏鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民養子婚姻離婚手續ノ部

於テ償却可致筋ニ候哉ノ儀伺

第二百十三條

(山形縣) 長男本家相續爲致二男幼弱ニ付長女へ婿養子致度儀伺

第二百十四條

(長野縣) 既ニ戸主トナリシ養子自家ヲ他人ニ譲リ他へ養子トナラントスル者ノ儀ニ付伺

第二百十五條

(名東縣) 妻腹ニ女子アリ妾腹ニ男子アルハ妾腹ノ男子ヲ他へ養子トナサントスル儀ニ付伺

第二百十六條

(島根縣) 士族舊藩中長男幼少ニ付他家ヨリ養子貰

請右養子戸主トナルノ後養父ノ長男幼少ニ付伺  
ナルヲシテ己レノ養子トナサントスル儀

第二百十七條

(長野縣) 養子ノ儀假令幾人貰受候共其戸籍上長幼ノ順序ニ記載スヘキ哉ノ儀伺

第二百十八條

(神奈川縣) 當主疾病ニテ其家保護難相成節ハ當主ヨリ年長ノ者養子トナシ不苦哉ノ儀伺

第二百十九條

(高知縣) 長二男アリテ長男罪アリテ除族トナリ然ルニ其長男敏捷ニシテ能ク一家ヲ整理ス

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民養子婚姻離婚手續ノ部

ルヲ以テ復籍嗣子トナシタルハ養子ニ  
準スヘキ哉ノ儀伺

第二百二十條

(東京府)

他家へ養子トナリ養父ノ名ヲ受繼キ候者  
離縁ノ後ハ改名致不苦哉ノ儀伺

第二百廿一條

(名古屋  
裁判所)

一旦戸主トナリシ養子身持不宜ニ付離縁  
セントスルハ實家はチ肯セサルハ處分ノ  
儀伺

第二百廿二條

(椽木縣)

養子或ハ離縁等ニテ姓名相變リ候節辭令  
書書替ノ儀ニ付伺

第二百廿三條

(岐阜縣)

壯年ニテ追テ嫡出ノ見込有之節ハ庶子ヲ  
他へ養子ニ遣シ不苦哉ノ儀伺

第二百廿四條

(東京府)

戸主死亡繼承ノ嗣子無之ニ付遺妻ヲ以テ  
亡戸主父ノ養女トナス儀ニ付伺

第二百廿五條

(埼玉縣)

戸主死亡男女兄弟等無之節妹へ嫁テ迎へ  
候節ハ右ヲ養子ト相立テ妹ヲ養女ト唱へ  
可然哉

第二百廿六條

(石川縣)

女子有之婚養子致候節ニ女子ハ其家ノ血

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民養子婚姻離婚手續ノ部

統ニ付本末血統ヲ論セス男女配偶ノ年齢ニ因リ他ヨリ養子致不苦哉ノ儀伺

第二百廿七條

(東京府) 養子長男ヲ再ヒ他家へ養子ニ遣候儀ニ付伺

第二百廿八條

(小倉縣) 眞僧住職弟子妻帶長男有之一戸ヲ開ク力無之ニ付右長男ヲ他家へ養子ニ遣シ度儀ニ付伺

第二百廿九條

(敦賀縣) 養子ノ父母モ又初メ養子ニテ養子戸主トナル後父母斷縁實家へ復歸セシキモ養父

母ト稱スヘキ哉ノ件伺

第二百三十條

(廣島縣) 孀婦再ヒ夫ヲ迎へ候儀ニ付伺

第二百卅一條

(豊岡縣) 遺子アル寡婦迎夫ノ儀伺

第二百卅二條

(山口縣) 士族ノ二三男別籍分家ニ非ラスシテ妻ヲ迎へ候儀ニ付伺

第二百卅三條

(鳥取縣) 甲ノ家姉妹アリ乙ノ家ニ父子アリ甲ノ姉ト乙ト父ト婚姻シ甲ノ妹ヲ乙ノ子ニ娶ル儀不苦哉ノ件伺



第二百卅四條

(和歌山縣) 亡夫ノ跡相續セル婦女結婚ノ儀伺

第二百卅五條

(石川縣) 戸主幼年ニテ家事向不取締ニ付其母へ迎夫ノ儀伺

第二百卅六條

(茨城縣) 一家ヲ廢スル儀假令平民ト雖モ難聞届儀ニ候哉否ノ儀伺

第二百卅七條

(磐前縣) 夫死去妻其家ヨリ直ニ再縁ノ儀ニ付伺

第二百卅八條

(名東縣) 遺妻へ夫ヲ迎フルハ三百日ヲ過キサルモ

不苦儀ニ候哉否ノ儀ニ付伺

第二百卅九條

(飾磨縣) 寡婦其家ヲ遺子ノ繼キタル上ハ成長ニ至ラスモ後見人ヲ置ク上ハ再嫁シ不苦哉ノ儀伺

第二百四十條

(茨城縣) 從父兄弟姉妹配偶ノ儀ニ付伺

第二百四十一條

(石川縣) 婦人嫁シテ後終身其生家ノ苗字ヲ稱スヘキ哉ノ儀伺

第二百四十二條

(鳥取縣) 戸主極幼少ニ付其母へ入夫ノ儀伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民養子婚姻離婚手續ノ部

第二百四十三條

(大坂府) 一男子アル者後妻携帶ノ女子ト婚姻取結  
ノ儀ニ付伺

第二百四十四條

(廣嶋縣) 男女兩戸主結婚ノ上合家シタル者事故ア  
リテ離婚スル時男女子アルニ於テハ何レ  
ヘ屬スヘキ哉ノ儀伺

第二百四十五條

(石川縣) 父祖ノ妻子孫ノ婦兄弟姪ノ妻等一旦離婚  
ノ上ハ結婚不苦哉ノ儀ニ付伺

第二百四十六條

(高知縣) 父祖ノ妻子孫ノ婦兄弟ノ妻一旦離婚ノ上

相姦スルニ於テハ親族相姦ヲ以テ論スル  
ヤ否ノ儀伺

第二百四十七條

(鳥取縣) 長男ノ妻長男死亡ノ後一旦離婚ノ上更ニ  
次男ニ婚嫁ノ儀伺

第二百四十八條

(和歌山縣) 婦他ヨリ入嫁スルニ實家ノ宗旨ヲ信仰ス  
ルノ最切ナルヲ以テ夫ノ宗旨ニ頼ラサル  
モ自由ニ任セ可然哉ノ儀ニ付伺

第二百四十九條

(司法省) 養子女縁組及ヒ離婚等相對熟談ノ上タリ  
且戸籍出入ノ手數ヲ運ハサルニ於テハ無

第二百五十條

(新治裁判所)

有妻ノ夫更ニ妻ヲ娶ル者ノ儀ニ付伺

第二百五十一條

(東京裁判所)

和姦ノ未逃亡ノ者處斷等ノ儀伺

第二百五十二條

(筑摩縣)

人ノ妻妾ヲシテ他人ト婚嫁セシムル者等ノ儀伺

第二百五十三條

(佐賀縣)

養子離縁ヲ肯セサルヲ以テ養母ヨリ不孝ノ罪ヲ告訴スル者處分ノ儀伺

第二百五十四條

(廣島縣)

夫婦ノ際不得止事故有之離婚セントスルニ妻ノ實家斷絶ニ付先夫ノ家へ附籍爲致不苦哉ノ儀伺

第二百五十五條

(千葉縣)

養子戸主トナルノ後實家死失ニ付斷縁ノ後實家相續ノ儀伺

第二百五十六條

(廣島縣)

養子事故アリテ家女ヲ離婚シ他ヨリ妻ヲ迎フルノ儀伺

第二百五十七條

(兵庫縣)

神戸元町安田ヲサ清國人ト結婚ノ儀伺

第二百五十八條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民養子婚姻離婚手續ノ部

(和歌山縣) 夫死去、長男相續ノ上其母再婚ノ儀伺  
第二百五十九條

(磐前縣) 夫脱籍中其妻離婚ノ儀ニ付伺  
第二百六十條

(大分縣) 妻逃亡後二十四个月ヲ經過シ後妻ヲ迎ヘ  
シモノハ逃亡ノ前妻ハ名跡ヲ剛リ可然哉  
ノ儀伺  
第二百六十一條

(福嶋縣) 養子逃亡中離縁ノ儀ニ付伺  
第二百六十二條

(高知縣) 婿養子事故アリテ離縁ノ節養實協議ノ上  
養家ノ妻即家並ニ生子ヲ連歸候儀ニ付伺

第二百六十三條

(新川縣) 養父血縁ノ者ヲ養女トシ其後養子ヲナシ  
養父死去家名相續ノ後離婚ノ儀申立候節  
ハ何レニ權利ヲ有スルヤ否ノ儀ニ付伺

第二百六十四條

(千葉縣) 士民廢嫡ノ儀ニ付伺

第二百六十五條

(大坂府) 養子家督ノ後養母ト不和ニ付離縁ノ儀ニ  
付伺

第二百六十六條

(岐阜縣) 妻逃亡ニ付離婚ノ上後妻ヲ迎フル儀ニ付  
伺

第二百六十七條

(大分縣)

妻失踪スル者二十四个月ヲ踰ヘ離縁不苦  
逃亡スル者ハ夫ノ存意ニ任スルノ儀伺

第二百六十八條

(秋田縣)

養家相續ノ家女離縁ノ儀親族二人以上協  
義願出候節ハ聞届不苦哉ノ儀伺

第二百六十九條

(和歌山縣)

聲養子懲役十年以上處セラレタル者離縁  
ノ儀伺

第二百七十條

(島根縣)

養子ノ戸主相續後身持放蕩一家ノ浮沈ニ  
關スル程ノ事情有之別ニ尊族親無之者離

縁ノ儀伺

第二百七十一條

(滋賀縣)

養子不心得ニ付離別ノ上一旦絶家ノ者無  
祿士族ニ取立ノ儀ニ付伺

第二百七十二條

(山口縣)

離別ノ養女出産ノ子差継訴ノ儀ニ付伺

第二百七十三條

(高知縣)

妻離別訴出候處未タ送籍無之者ノ儀ニ付  
伺

第二百七十四條

(東京裁判所)

第二百九號太政官御達ノ儀ハ妾ノ如キモ  
同様可相心得哉ノ儀ニ付伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民養子婚姻離婚手續ノ部

第二百七十五條

(飾磨縣)

太政官第二百九號御達ノ儀ハ戶籍ニ登記  
スルト否トニ論ナク實際ニ依テ所斷シ可  
然哉ノ儀ニ付伺

第二百七十六條

(北條縣)

養子女等未ク送籍無之者其養父母ノ財産  
ヲ費用スル者竊盜ヲ以テ論シ可然哉ノ儀  
伺

第二百七十七條

(濱松縣)

養子養家ヲ繼キ戶主トナル後放蕩ニテ不  
得止離縁ノ儀ニ付伺

第二百七十八條

(和歌山縣)

戶主臨終ノ際遺囑書ヲ以養女ト致度儀ヲ  
表スルノ後一家中不服ノ者有之差違ノ儀  
伺

第二百七十九條

(金澤裁所判)

同囚ノ妻妾糊口難キヲ以離婚ヲ訴フルニ  
由リ離縁ノ決裁セシテ該囚不服トシテ控  
訴スルノ權利有無ノ儀伺

第二百八十條

(廣島縣)

養女ヲ以テ他へ養女ニ遣シ又ハ他へ入嫁  
ノ儀ニ付伺

第二百八十一條

(宮城縣)

戶主老年或ハ疾病ニ罹リ長男幼少ニ付長  
本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民養子婚姻離婚手續ノ部

第二百八十二條 女へ養子ヲ爲シタル者肩書ノ儀ニ付伺

(廣島縣)

戸主男女子アリト雖モ都合ヲ以テ女子へ  
養子ヲ貰受タルモ服忌受方等ノ儀ニ付  
伺

第二百八十三條

(千葉縣)

長男死去シ遺妻ヲ以亡長男ノ弟へ妻セ度  
儀ニ付伺

第二百八十四條

(大坂府)

夫ノ服忌中後夫ヲ迎フル儀ニ付伺  
第二百八十五條

(兵庫縣)

男女私通シ妊娠スルヲ結婚夫妻トナルノ

後分娩スル兒子ハ嫡子ヲ以テ論シ可然哉  
ノ儀伺

第五章 恤救規則

第二百八十六條

(濱松縣)

道路倒死ノ者幼少ノ女子ヲ携帶ニ付救助  
方等ノ儀ニ付伺

第二百八十七條

(千葉縣)

育兒法施行ノ儀ニ付伺

第二百八十八條

(千葉縣)

恤救規則中救助可致親戚無之者ニ限り恤  
救候儀ト可相心得哉ノ儀伺

第二百八十九條

(兵庫縣)

恤救規則中各地ノ遠近ニ寄リト有之右ハ  
府縣地ヨリ東京ニ至ルノ里程ヨシテ此遠

近ニ寄リ直ニ處分スルト不然儀ニ候哉否  
ノ儀伺

第二百九十條

(三重縣)

棄兒養育米ヲ賜ル者其棄テ去ル者捕縛ノ  
上他罪ヲ以懲役等ノ刑ニ處セラレタルハ  
他ニ養育スヘキ者ナキハ御成規ノ通り  
棄兒ノ名目ヲ以テ刑期中養育米下賜可相  
成哉ノ儀伺

第二百九十一條

(鳥取縣)

五十日間ノ見込ヲ以恤救米相渡候者五十  
日以内ニ死亡シタルヲ以テ渡過ノ殘米返  
納御免相成度儀伺



第二百九十二條

(岩井縣) 水災ニ罹ル村々救恤ノ儀ニ付伺

第二百九十三條

(東京府) 三井組申立育兒法設立ノ儀伺

第二百九十四條

(高知縣) 行旅倒死人携帶ノ男兒救恤ノ儀ニ付伺

第二百九十五條

(宮城縣) 放火ニ罹ル火元ノ者救恤方ノ儀ニ付伺

第二百九十六條

(石川縣) 恤救取扱ノ節三個月毎ニ取纏御届等ノ儀

ニ付伺

第二百九十七條

(飾磨縣)

恤救規則中小屋掛料貸下ノ儀ハ士族ヲリ  
ニ平民同様取計不苦哉ノ儀ニ付伺

第二百九十八條

(島根縣)

窮民恤救取扱方五十日以外ノ者ハ伺ノ上  
施行シ金額受取方申出候儀ニ可有之歟否  
ノ儀伺

第二百九十九條

(山形縣)

家業必要ノ農具難買入貧困者ニ救助ノ儀  
ニ付伺

第三百條

(三重縣)

窮民一時救助規則第一條中掲載ノ件ニ付  
伺

第六章 代人規則

第三百一條

(神奈川縣) 代言人ヲシテ總理又ハ部理等ノ代人ヲ委任シ不苦哉ノ儀伺

第三百二條

(滋賀縣) 代人規則中二十一歳以上ニ無之候テハ代人タルヲ得サル儀ニ付代言人タリト同様に可相心得哉ノ儀伺

第三百三條

(神奈川縣) 代人免許規則取設度儀ニ付伺

第三百四條

(神奈川縣) 代人委任狀中何地支店總理ト記載有之ノ

類ハ支店一切ノ事務代理者ト見做レ可然哉ノ儀伺

第三百五條

(長野縣) 官府へ願同等ノ代人ハ不得已ノ外差留度儀ニ付伺

第三百六條

(敦賀縣) 代人ヲ以テ現行ニ非ラサル他人ノ非違ヲ告訴スル者ノ儀ニ付伺

第三百七條

(京都府) 代人ヲ出スニ付區長證書ノ儀ニ付伺

第三百八條

(大坂上等裁判所) 代人ヲ出ス場合ニハ本人ニリ別段裁判所

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引代人規則ノ部

委任届無之ニ可然哉ノ儀伺

第三百九條

(東京裁判所)

代人委任狀不充分ノ認メ方有之者ノ儀ニ付伺

第三百十條

(敦賀縣)

代人ヲシテ訴訟ニ關セシムルハ即テ代言人ト同様ノ儀ニ付代人ヲシテ代言セシムルモ不苦哉ノ儀ニ付伺

第三百十一條

(青森縣)

本人疾病事故ニテ代人差出候節至親無之者區戸長ノ証書ヲ以代人差出候儀伺

第三百十二條

(長崎縣)

老衰ニシテ至親無之者代人差出方ノ儀伺

第三百十三條

(廣鳴縣)

至親ナキ者戸長ノ公証ヲ以テ代人差出候場合ニ於テハ其代人ノ心術正否又ハ品行等ニ於テモ戸長公証致候儀ニ候哉否ノ儀伺

第三百十四條

(東京府)

部理代人ヲ受タル者疾病等ニ付其負擔者ヨリ他人ニ委任スルハ不苦哉ノ儀伺

第三百十五條

(金澤裁判所)

懲役中ノ者他ニ貸金有之ニ付親戚等ヲ代人トシテ訴出スルノ權有無ノ儀伺

第七章 負債者失踪後取扱條規

第三百十六條

(司法省)

第三百十七條

負債者失踪後ノ訴訟規定ノ儀ニ付伺

(静岡縣)

失踪後數多ノ負債暴露シ之カ爲メ蹤跡湮滅セシト見据タル者ハ逃亡ト見做スヘキ哉ノ儀伺

第三百十八條

(大坂府)

戸主家出逃亡等致シ其家族及親屬ナキ者等ノ儀伺

第三百十九條

(舊筑摩縣)

失踪ノ者負債三十六个月以内返済ノ儀ニ

付伺

第三百二十條

(愛知縣)

逃亡後家趾相續期限ノ儀伺

第三百廿一條

(廣島縣)

戸主失踪後遺留財産等ノ儀ニ付伺

第三百廿二條

(千葉縣)

官吏ニシテ失踪スル者職務褫奪ノ儀ニ付伺

第三百廿三條

(滋賀縣)

失踪者遺留地所等ノ儀ニ付伺

第三百廿四條

(岡山縣)

失踪者地券稅未納處分ノ儀伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引負債者失踪後取扱條規ノ部

第三百廿五條

(三重縣)

逃亡後二個年復歸セサル者地券書替等ノ儀ニ付伺

第三百廿六條

(福岡縣)

裁判ヲ受ケシ者執行ヲ怠リ失踪シタル者ノ儀ニ付伺

第三百廿七條

(長崎裁判所)

失踪人地所家作等處分ノ儀ニ付伺

第八章 金穀貸借請人証人辨償規則

第三百廿八條

(司法省)

請人証人辨償規則改正ノ儀ニ付伺

第三百廿九條

(司法省)

請人証人辨償規則并書式等改正ノ儀伺

第三百三十條

(島根縣)

貸借証書中本人不埒明候ハ、証人引請辨償ノ明文無之ハ本人ノミニ止メ候從來ノ法則ニ有之候儀ニ付伺

第三百三十一條

(埼玉裁判所)

規則第二條約定期限未滿内訴出ル者ト同一ノ權利ヲ有ス云々ノ儀ニ付伺

第三百三十二條

八八

(酒田縣)

請人証人辨償規則改正施行日限御布告相成候ニ付テハ新古ニ不拘右ニ照準シ可然哉ノ儀ニ付伺

第三百三十三條

(和歌山縣)

本人借用証書面ニ若シ本人差支候節ハ証人ヨリ埒明ケ云々ノ明文アル証書アルモ本人身代限處分ノ上代償可爲致哉ノ件伺

第三百三十四條

(滋賀縣)

本人ト証人ト管轄ヲ異ニスル者ノ儀ニ付伺

第三百三十五條

(水澤縣)

請人ノ名面ヲ私記シ有合ノ印ヲ押シテ債主ニ渡シタル者ノ儀ニ付伺

第三百三十六條

(長野縣)

請人証人辨償規則御布告相成候處六年第百九十五號公布以來九月三十日迄ニ差入候証書取扱方ノ儀伺

第三百三十七條

(筑摩縣)

規則第三條裏書ノ儀ハ縣名相用縣印相捺シ不苦哉ノ儀伺

第三百三十八條

(名古屋裁判所)

保証人連印ノ證書ヲ以テ訴訟ヲナス者ノ儀ニ付伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引金穀貸借請人証人辨償規則ノ部

八九

第三百三十九條

九〇

(橫濱裁判所)

証書中本人差支候節ハ請人証人ヨリ速ニ辨償ノ明文有之証ヲ以訴訟ニ及フ節ハ本人ヲ不俟直ニ請人証人ニ辨償申付可然哉否ノ儀伺

第三百四十條

(水戸裁判所)

負債主身代限後請人ニ對スル訴訟追訴ノ儀ニ付伺

第九章 貸借及諸品賣買心得

第三百四十一條

(白川縣)

年月日ヲ零記シタル貸借証書ヲ債主ニ於テ擅ニ記入シ出訴ニ及候者處分ノ儀伺

第三百四十二條

(滋賀縣)

三井三郎助ヨリ滋賀縣下蒲生郡蛇溝村外五ヶ村ニ係ル貸金藩債處分ノ儀伺

第三百四十三條

(愛知縣)

大坂安堂寺橋通山内宗助ヨリ愛知縣士族山内永三郎外二人ニ係ル貸金藩債處分ノ儀伺

第三百四十四條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引貸借及諸品賣買心得ノ部

九一

(京都府)

貸金辨償ヲ忘ル者詐偽シテ得ル處ノ物品  
ヲ債主情ヲ知リテ是ヲ受取者處分ノ儀伺

第三百四十五條

(岡山縣)

家祿奉還未ク聞届サル以前資本金ヲ引當  
トシ他ヨリ金穀ヲ借用スル者ノ儀伺

第三百四十六條

(鳥取縣)

他人ノ建物ヲ質入トナシ金錢借用スル者  
處分伺

第三百四十七條

(白川縣)

金穀貸借ノ証書名宛御屋敷様トノミ記載  
有之証書ヲ以訴出候者處分伺

第三百四十八條

(司法省)

金穀貸借訴訟中數名連印ニテ分借ノ証無  
之者處分ノ儀伺

第三百四十九條

(大坂裁判所)

年月日畧記ノ証書へ債主擅ニ記入ノ儀白  
川縣伺御指令疑義ノ件伺

第三百五十條

(山形縣)

債主兩人ノ内一人失踪シタルキ他ノ一人  
ヨリ負債主ニ掛リ訴出ルキノ儀伺

第三百五十一條

(高知縣)

年月日ヲ略記シタル証書ヲ受取タル債主  
記入ヲ負債主へ求ムルモ是ヲ肯ンセサル  
儀伺



第三百五十二條

九四

(滋賀縣)

華士族へ係ル借用証書ニ只明治二年六月  
トノニ記載アル証書ヲ以訴出候者處分ノ  
儀伺

第三百五十三條

(福岡縣)

父兄ト同居ノ子弟一己ノ金穀ヲ他へ貸渡  
シ死後父兄ヨリ償還ヲ求ムルノ儀ニ付伺

第三百五十四條

(大坂府)

管廳ヨリ下渡有之鑑札ヲ抵當トシ金子借  
用ヲ爲ス者ノ儀ニ付伺

第三百五十五條

(山梨縣)

舊幕府ノ節代官所貸付金ノ儀ニ付伺

第三百五十六條

(神奈川縣)

金穀貸借証書中違約ノ償金罰金等ノ契約  
ヲナス者處分ノ儀伺

第三百五十七條

(京都府)

金穀貸借ノ証書中現在懲役人連印ナル片  
處分方ノ儀伺

第三百五十八條

(東京府)

金穀貸借証書書替ノ儀ニ付伺

第三百五十九條

(長崎裁判所)

養子戸主中ノ金銀貸借離婚ノ後處分方等  
ノ儀伺

第三百六十條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引貸借及諸品買賣心得ノ部

九五

(小田縣) 一旦絶家シ追テ同家ノ者等再立シタルハ  
絶家前ノ負債ハ相續ノ者可引請哉ノ儀伺  
第三百六十一條

(福岡縣) 明治六年第二百十二號公布以前ノ証書ニ  
シテ年號月日ヲ略記シタル証書受理ノ儀  
ニ付伺

第三百六十二條

(和歌山縣) 年月日ヲ略記シタル証書ニ月日記入ノ訴  
訟取扱方ノ儀伺

第三百六十三條

(島根縣) 貸金名宛並年號等無之証書ノ儀ニ付鳥取  
縣ニ御指令疑義ノ件伺

第三百六十四條

(滋賀縣) 貸金返濟一件ニテ身代限リトナリ六十日  
間揭示中監守自盜又ハ強竊盜ノ罪發覺シ  
タル者處分ノ義伺

第三百六十五條

(滋賀縣) 借金一旦返濟シタル証書不取戻故ヲ以再  
ヒ及出訴不當ノ致方ニ付吟味願出候者處  
分伺

第三百六十六條

(岐阜縣) 自己借用金証券中証人ノ廉他人ノ姓名ヲ  
詐書シ有合ノ印ヲ捺シタル者處分ノ儀伺  
第三百六十七條

(鳥取縣) 還祿資金ヲ引當トナシ金穀ヲ借用シタル者ノ儀ニ付伺

第三百六十八條

(三重縣) 金穀借用証書ヲ他人へ讓渡ノ儀ニ付伺

第三百六十九條

(新潟裁判所) 民事取調中抵當ノ品物重典賣ノ儀ニ付伺

第三百七十條

(宮崎縣) 預ケ金穀ニテ使用ヲナサ、ル明文ナキモノハ己巳六月前後ヲ區分シ受理致不苦哉ノ儀伺

第三百七十一條

(度會縣) 預ケ金穀ニテ無利足並禮金等ヲ受サル分

採上裁判ノ儀ニ付伺

第三百七十二條

(宮城上等裁判所) 寺院ノ貸借ト僧侶自己ノ貸借ト區別ノ儀等同

第三百七十三條

(筑摩縣) 金穀借用ノ本人失踪ニ付直ニ請人証人ニ係リ出訴スル者ノ儀ニ付伺

第三百七十四條

(京都裁判所) 貸借上証書ニ違約金及罰金等ノ契約取結候儀ニ付伺

第三百七十五條

(熊本縣) 金穀借用証書ヲ其貸主ヨリ他人へ讓渡ス

トキ其証書書替セシムル儀ニ付伺

第三百七十六條

(函館裁判所)

愛知縣同父兄ト同居ノ子弟自己ノ財産ヲ  
他へ貸付有之候云々御指令ニ付疑義ノ件  
伺

第三百七十七條

(大分縣)

金穀貸借ノ証書中融通私用ヲナサ、ルノ  
明文ナク無期限ノ者十二个月ノ内濟方申  
付可然哉ノ儀ニ付伺

第三百七十八條

(高知縣)

金穀貸借ノ証書ヲ他へ譲リ渡シ書替ヲ不  
致内ハ其効ナキヤ否ノ儀伺

第三百七十九條

(長崎上等  
裁判所)

貸借等ノ契約中償金ノ儀ニ付伺

第三百八十條

(仙臺裁判所)

連印ヲ以金穀ヲ借用シ連印中ノ者失踪逃  
亡等ノ節處分方伺

第三百八十一條

(宮城上等  
裁判所)

本年第十二號公布預金穀云々疑義ノ件伺

第三百八十二條

(和歌山縣)

預金穀及質屋職貸金等ノ儀ニ付伺

第三百八十三條

(東京上等  
裁判所)

預金穀期滿得免ノ儀ニ付伺

第三百八十四條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引貸借及諸品賣買心得ノ部

(横濱裁判所) 第十二號公布中金穀トアル金ハ金銀銅青銅貨紙幣穀トハ米麥其他雜穀類ニ限ル可キ哉否等ノ儀伺

第三百八十五條

(京都裁判所) 預金穀二十年以前ニ係ル者トハ布告ノ日ヨリ二十年以前ニ係ルモノヲ云ヤ否ノ件伺

第三百八十六條

(福嶋裁判所) 預金穀訴訟ノ儀ニ付伺

第三百八十七條

(高知裁判所) 預金穀不受理ノ期限算方ノ儀伺

第三百八十八條

(静岡裁判所) 預金穀出訴期限ノ儀伺

第三百八十九條

(神戸裁判所) 預ケ金穀二十年前ニ係ル者ハ裁判ニ不及儀ニ付伺

第三百九十條

(金澤裁判所) 期限ナクシテ利足禮金ヲ受サル預ケ金穀ノ儀伺

第三百九十一條

(長崎裁判所) 目安糺廢止前ニ受理シタル預金穀等ノ訴訟處分ノ儀伺

第三百九十二條

(大坂裁判所) 預金滿二十年ヲ以満滿得免ノ儀伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引貸借及諸品賣買心得ノ部

第三百九十三條

(三重縣) 金穀貸借証文ヲ木板又ハ活版ニ用ヒ候儀  
伺

第三百九十四條

(千葉縣) 金穀貸借証書中負債主印形相違ノ旨申立  
ル者處分ノ儀伺

第三百九十五條

(橫濱裁判所) 貸付米並預ケ金等期限立方ノ儀ニ付伺

第三百九十六條

(東京裁判所) 貸金催促ノ訴裁許不服ノ節執行方ノ儀伺

第三百九十七條

(和歌山縣) 預ケ金穀証書中要用ニ付等ノ文言有之禮

金等ハ不申受者處分ノ儀伺

第三百九十八條

(仙臺裁判所) 金穀貸借上償金又ハ違約金等ノ儀ニ付伺

第三百九十九條

(香川縣) 家祿奉還願中ノ者其家祿何个年分賜金ヲ  
引當金穀借用シタル者處分ノ儀伺

第四百條

(敦賀縣) 輸出入品賣買物ノ儀ニ付伺

第四百一條

(小田縣) 官ノ免許ヲ得タル會社等ニテ物品賣買ノ  
証據金取引不相濟訴處分ノ儀伺

第四百二條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引貸借及諸品賣買心得ノ部

(司法省) 諸品賣買取引心得方等ノ儀ニ付伺  
第四百三條

(小倉縣) 賣家ニテ一箇ノ品ヲ購求シ傍ラ高價ノ品  
ト交換シタル者處分ノ儀伺

第四百四條 (長崎裁判所) 主上ノ御寫眞買取候者處分ノ儀伺

第四百五條 (滋賀縣) 檢印無之度量衡ヲ自儘ニ賣拂候者處分ノ  
儀伺

第四百六條 (京都裁判所) 他人ノ貸金取立方委托ヲ受ケ中間ニ於テ  
浪費シ本主ヘハ未タ金圓請取ラサル旨ヲ

以偽リ置候者處分ノ儀伺

第四百七條 (山梨縣) 貸借上返済ノ期限ニ至リ負債主遠隔ノ地  
方ヘ旅行ノ節出訴ノ儀伺

第四百八條 (神戸裁判所) 金穀貸借上動産ヲ書入質トスル者其物品  
債主ノ手ニ収メルノ外先取特權等ノ儀ニ  
付伺

第四百九條 (名古屋裁判所) 金銀貸借上身代限ノ節國稅府縣稅不納ノ  
節取立方ノ儀伺

第十章 地所質入書入規則

第四百十條

(千葉縣)

甲ヨリ質入ヲナシタル地所年期中乙ヨリ  
丙へ質入トナス儀伺

第四百十一條

(新治縣)

本人失踪中ニ付地所質入規則ニ據リ従前  
質地書換フルコト不能者ノ儀伺

第四百十二條

(司法省)

身代限揭示中地所質入ノ證書ヲ以訴出候  
者處分方ノ儀伺

第四百十三條

(敦賀縣)

一旦流地トナリタル質地取戻ノ儀訴出候

儀ニ付伺

第四百十四條

(山梨裁判所)

質地ヨリ起ル訴訟ノ儀ニ付伺

第四百十五條

(椽木裁判所)

丁卯前ノ質地證書ヲ以訴出候者等ノ儀伺

第四百十六條

(茨城裁判所)

地所質入規則第八條ノ儀ニ付伺

第四百十七條

(名東縣)

地所質入書入ノ御規則御頒布前取結ヒタ  
ル契約ニテ右御規則ニ照準書換無之證書  
ヲ以訴出候者等ノ儀伺

第四百十八條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引地所質入書入規則ノ部



(大坂府) 地所質入ト建物書入質ト戸長役場ノ帳簿  
區分ノ儀ニ付伺

第四百十九條

(椽木縣) 地所質入等戸長與印ノ儀ニ付伺

第四百二十條

(福島縣) 地所質入書入規則第六條但書ノ儀ニ付伺

第四百廿一條

(三重縣) 親族其他ヨリ地所借請質入トナス者等ノ  
儀伺

第四百廿二條

(鳥取縣) 一村内戸長ノミコテ副戸長ナキ者戸長自  
己ノ所有地ヲ質入トナスキ與印等ノ儀伺

第四百廿三條

(三重縣) 地所質入主逃亡ノ節處分方伺

第四百廿四條

(福島縣) 甲ノ地主乙ノ債主へ地所質入トナシ乙金  
融ノ爲メ丙へ質入トナス儀伺

第四百廿五條

(山梨縣) 新聞紙隔日發兌ノ届有之者定期通リ發兌  
セサル者處分方伺

第四百廿六條

(熊谷裁判所) 地所質入書入ノ証書へ質印ヲ押サス仕切  
判ヲ押捺シタル者處分ノ儀伺

第四百廿七條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引地所質入書入規則ノ部

(滋賀縣) 地所質入書入第十條ノ儀ニ付新潟縣伺  
御指令疑義ノ件伺

第四百廿八條

(高知縣) 地所二重典賣ノ儀ニ付新潟縣  
伺御指令疑義ノ件伺

第四百廿九條

(千葉裁判所) 地所質入書入規則二重書入ノ儀伺  
第四百三十條

(司法省) 第四百號公布地所賣買ノ儀ニ付伺  
第四百三十一條

(京都裁判所) 質入規則御頒布以前ニ契約シタル地所質  
入書入ノ儀ニ付伺

第四百三十二條

(山口縣) 地所賣買ノ儀ニ付伺

第四百三十三條

(水澤縣) 地所質入書入規則ニ據リ地券狀ヲ交付ス  
ル處地券狀整備不致ニ付伺

第四百三十四條

(置賜縣) 質入書入ノ地所取戻訴ノ儀ニ付伺

第四百三十五條

(愛知縣) 地所質入証文ノ儀ニ付伺

第四百三十六條

(廣島縣) 地所質入証文ニ月日ヲ略記シタル者處分  
伺

第四百三十七條

(司法省)

地所質入書入規則御設立相成度儀伺

第四百三十八條

(山口縣)

京都裁判所伺質入証文書替期限ヲ怠ル者ノ儀御指令ニ付疑義ノ件伺

第四百三十九條

(名東縣)

戶長ノ與印無之地所質入書入先取ノ特權ヲ有セサル哉ノ件伺

第四百四十條

(名東縣)

無年期質地ノ儀ニ付伺

第四百四十一條

(滋賀縣)

戶長與印ナキ証書ヲ以テ甲へ地所ヲ質入

トナシ其後甲へ無沙汰ニテ乙へ賣却シタル者處分伺

第四百四十二條

(愛知縣)

地所二番書入ノ証書ヲ一番トシ元一番書入ヲ二番ト書替ル等ノ儀伺

第四百四十三條

(京都裁判所)

地所質入トナシタル者身代限トナリタル節配當金ノ儀伺

第四百四十四條

(愛知縣)

質地貸借ニシテ現今地所質入ノ規則ニ反觸スル者ノ儀三瀨縣へ御指令ノ件ニ付伺

第四百四十六條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引地所質入書入規則ノ部

(水戸裁判所) 地所質入証文戸長與印無之ハ先取ノ特權ヲ失フ儀ニ付伺

第四百四十七條

(福岡縣) 地所質入規則第十條御更正ニ付伺

第四百四十八條

(青森縣) 戸主他行旅行致留守中委任ヲ受ケタル者其不在者ノ地所ヲ質入トナス儀ニ付伺

第四百四十九條

(大坂府知事) 從來ノ習慣ニテ地所建物ヲ一物ト見做ス儀ニ付伺

第四百五十條

(金澤裁判所) 地所質入書入規則第九條ノ儀ニ付伺

第十一章 建造物書入質及賣買讓渡規則

第四百五十一條

(司法省) 建物書入質規則第七條改正ノ儀伺

第四百五十二條

(山梨縣) 建物書入質規則書式等ノ儀ニ付伺

第四百五十三條

(京都裁判所) 規則第七條ニ此規則施行以後建物書入質ノ借用証文等返濟ノ期限ヲ定ムハキ儀等伺

第四百五十四條

(千葉縣) 船類書入質ノ儀ニ付伺

第四百五十五條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引建造物書入質及賣買讓渡規則ノ部

(新潟縣) 他ノ建物借請書入質トナス儀伺  
第四百五十六條

(和歌山縣) 建物書入質規則第五條ノ儀ニ付伺  
第四百五十七條

(大坂府) 書入質ノ儀ニ付大坂府下戸長共ヨリ伺出  
ノ儀ニ付伺  
第四百五十八條

(福岡縣) 建物書入質規則第二條中ノ儀ニ付伺  
第四百五十九條

(東京府) 借地ニ建テ有之家作ヲ書入質トナス儀ニ  
付伺  
第四百六十條

(三重縣) 建物書入質ノ節圖面ト建物ト組語致候節  
ハ戸長與印不致可然哉ノ儀伺  
第四百六十一條

(鶴岡縣) 官地拜借ノ者建物書入質又ハ賣買ヲナス  
件ノ儀ニ付伺  
第四百六十二條

(東京府) 諸建物書入質取扱振ノ儀ニ付伺  
第四百六十三條

(東京府) 官地ニアル私有建物質入及賣買手順ノ儀  
伺  
第四百六十四條

(東京府) 建物書入質規則第二條追加ノ儀ニ付伺  
第四百六十四條

第四百六十五條

(堺 縣)

建物書入質規則御施行以前ニ契約シタル  
建物ヲ書入質ニ取リ置キ借主ヘ掛合中期  
限ヲ過シ者ノ儀ニ付伺

第四百六十六條

(愛媛縣)

建物書入質ノ儀ハ金主ノ承諾ヲ得テ二重  
三重借添ノ儀ニ付伺

第四百六十七條

(長崎縣)

建物書入質規則戸長割印等ノ儀ニ付伺

第四百六十八條

(東京裁判所)

建物書入質規則第八條第九條等ノ儀ニ付  
伺

第四百六十九條

(兵庫縣)

建物書入質規則第一號第二號等圖面ノ儀  
ニ付伺

第四百七十條

(埼玉裁判所)

建物書入質規則第九條ノ儀ニ付伺

第四百七十一條

(長野縣)

一个所ノ建物ヲ二重ニ書入金穀ヲ借受ル  
儀ニ付伺

第四百七十二條

(京都裁判所)

建物賣買ノ節代價全部ノ内金ヲ以渡置等  
ノ儀伺

第四百七十三條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引建造物書入質及賣買讓渡規則ノ部

(福島裁判所) 建物書入質証文へ造作記載ノ儀ニ付伺  
第四百七十四條

(新潟縣) 地所賣買讓渡ニ付貢租區入費賦課方區分  
ノ儀伺  
第四百七十五條

(和歌山縣) 家屋書入質二重典賣ノ儀ニ付伺  
第四百七十六條

(東京上等) 建物書入質規則第二條ノ儀伺  
第四百七十七條

(大坂上等) 田地賣買ノ儀ニ付伺  
第四百七十八條

(横濱裁判所) 借地建物ニシテ地主ノ與書ナク書入質ノ

証文返濟期限ヲ定メサル等ノ儀伺  
第四百七十九條

(愛媛縣) 建物賣買讓渡規則第一條但書ノ儀伺

第十二章 華士族平民身代限規則

第四百八十條

(敦賀縣)

負債主身代限財産取調ノ爲メ出張ノ戸長  
旅費仕拂方ノ儀伺

第四百八十一條

(鳥取縣)

身代限揭示日限ヲ過キ訴出ル者取扱ノ儀  
伺

第四百八十二條

(埼玉裁判所)

身代限揭示日限中負債主ノ家作焼失ノ節  
門戸掛札取外スヘキ間合無之共ニ焼失シ  
タル節等ノ儀伺

第四百八十三條

(青森縣)

戸主ノ負債返辨滞リ隠居後其隠居ヲ相手  
取出訴ノ節一身ノ所有財産ヲ限リ身代限  
迄ノ處分ニ及可然哉ノ儀伺

第四百八十四條

(山梨裁判所)

負債主身代限揭示中失踪ノ節取扱ノ儀伺

第四百八十五條

(島根縣)

從來自費ニ取立來候半費官納未濟中本人  
身代限ニ遇フキ處分ノ儀伺

第四百八十六條

(神奈川縣)

官地拜借料怠納ノ者身代限ノ儀ニ付伺

第四百八十七條

(大坂府)

御拂下代價未納中ノ者身代限ヲ以濟方等



ノ儀伺  
第四百八十八條

(長崎縣)

區入費滯納ノ旨ニテ未タ身代限ノ處分ヲ受ケサル者所有品ハ悉皆負債ノ抵當トナ有之節先取ノ權有無ノ儀伺

第四百八十九條

(山形縣)

永小作地及宅地ノ儀ニ借地人ニテ自費家作建設二十个年現在致居住居候分地主身代限相成候節處分方ノ儀伺

第四百九十條

(島根縣)

負債ノ爲メ身代限相成候者區入費等未納ノ節取扱方ノ儀伺

第四百九十一條

(東京裁判所)

金穀貸借ノ訴訟ヨリ起リ負債主身代限ヲ及ビ候節、以及償却難賣金額不足相立候節ノ儀ニ付

第四百九十二條

(山梨裁判所)

僧侶身代限ノ儀ニ付伺

第四百九十三條

(水澤縣)

身代限處分ニ及フ者亦貧ニシテ財産ナキ者等ノ儀伺

第四百九十四條

(函館裁判所)

身代限リ處分ノ節負債主他ニ貸付ノ証文有之入札等ノ儀伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引華士族平民身代限規則ノ部

第四百九十五條

一二八

(山梨縣)

貢租不納ノ訴ハ係リ主任ノ取調書ヲ以証  
據トシ若不行届ノ節ハ身代限ノ處分ニ及  
ヒ可然哉ノ儀伺

第四百九十六條

(滋賀縣)

負債主身代限揭示中貢租不納ノ儀伺

第四百九十七條

(東京裁判所)

民刑兩方身代限割賦方ノ儀伺

第四百九十八條

(福岡縣)

隱居別宅シ一己ノ負債ヲ以身代限處分ニ  
及ヒ候儀ニ付伺

第四百九十九條

(筑摩縣)

拂米代延滞身代限取立等見込ノ儀伺

第五百條

(滋賀縣)

刑法ニ涉ル民法身代限ハ一時ノ追徴ニ止  
ルヤ否ノ儀伺

第五百一條

(敦賀縣)

身代限規則差押フ可カラサルノ品ヲ抵當  
トシ金銀ヲ借受タル者ハ尋常ノ貸借ト見  
做スヘキヤ否ノ儀伺

第五百二條

(京都裁判所)

讒謗律新聞條例ヲ犯シ無力ニシテ罰金ヲ  
納ムル不能者ハ身代限ヲ以テ追徴スヘキ  
ヤ否ノ儀伺

第五百三條

(地理寮)

身代限可申付者倅又ハ弟等ニテ可取立身代無之者云々新川縣伺御指令疑義ノ件伺

第五百四條

(函館裁判所)

身代限ノ儀ニ付滋賀縣伺御指令ニ付疑義ノ件伺

第五百五條

(愛知縣)

先住職ノ私借ハ現住職ノ財産ヲ以テ身代限迄ノ處分ニ及ヒ可然哉ノ儀伺

第五百六條

(飾磨縣)

身代限處分ノ際財産ヲ押シ隠シ候節處分ノ儀伺

第五百七條

(筑摩縣)

身代限ノ節大禮服並佩劍ハ差押ヲ可カラサルヤ否ノ儀伺

第五百八條

(鳥取縣)

身代限ノ際差押ヲ可カラサル品物ノ儀ニ付伺

第五百九條

(鳥取縣)

民事裁判表身代限件數書ノ儀ニ付伺

第五百十條

(滋賀縣)

刑事裁判上民事身代限ノ儀伺

第五百十二條

(大坂府)

身代限處分ヲ受ル者租稅區入費未納ノ儀

第五百十三條

(愛知縣) 華士族身代限規則中家祿ノ部但書ノ儀伺

第五百十四條

(堺縣) 身代限揭示中區入費取立方ノ儀伺

(北條縣) 父兄ト同居ノ子弟一己ノ負債ヲ以身代限處分ノ儀伺

第五百十五條

(青森縣) 公債証書ヲ所持スル者負債ノ爲身代限處分ノ節ハ其公債証書ハ差押ヘ可然哉ノ儀伺

第五百十六條

(愛媛縣) 身代限糶賣金徴収等ノ儀ニ付伺

第五百十七條

(敦賀縣) 身代限處分ノ者収稅ノ儀ニ付伺

第五百十八條

(島根縣) 身代限處分ノ節區入費取立方御達疑義ノ件伺

第五百十九條

(敦賀縣) 戶主身代限ヲ受ルル家族中財產ヲ分有スル者等右處分ニ預ルヤ否ノ儀伺

第五百廿條

(熊谷裁判所) 地所賣買ノ賣主未ク地券書替ヲ爲サ、

第五百廿一條 内身代限ノ處分ニ遇フキノ儀伺

(長崎縣)

金祿公債証書ハ身代限ノ節差押フ可カラ  
サルヤ否ノ儀伺

第五百廿二條

(青森縣)

租税不納ノ者身代限處分ノ儀伺

第五百廿三條

(名古屋裁判所)

審理表調製方身代限記載ノ儀伺

第五百廿四條

(三重縣)

身代限規則等ノ儀ニ付伺

第五百廿五條

(仙臺裁判所)

地券税未納ノ者身代限處分ノ儀伺

第五百廿六條

(新潟裁判所)

身代限トナル戸主ノ持主ニ非ラスシテ同  
籍ノ者所持公債証書ハ身代限ノ部へ入  
スシテ可然哉ノ儀伺

第五百廿七條

(愛媛縣)

被告身代限ノ節區戸長財産糶賣代金上納  
セスシテ不明瞭ノ廉アリテ裁判所ヨリ徵  
喚シタルキ出頭ノ入費仕拂ノ儀伺

第五百廿八條

(岩手縣)

身代限揭示中所有ノ田地耕作ノ儀伺

第五百廿九條

(神奈川縣)

身代限處分前故サヲニ所有ノ財産ヲ押隠

者處分ノ儀伺

第五百三十條

(福島縣)

戶長什長ノ與印全村ニ關スル貸借身代限ノ節與印ノ者關係有無ノ儀伺

第五百三十一條

(青森縣)

身代限ノ節區入費取立方等ノ儀伺

第五百三十二條

(廣島裁判所)

身代限ノ後請人証人ニ係ル不足金辨償ノ追訴等ノ儀伺

第五百三十三條

(岩手縣)

官金拜借ヲ得タル者他ノ負債ニテ身代限ノ處分ニ遇フタルキノ儀伺

第五百三十四條

(水戸裁判所)

身代限揭示中他ヨリ金ヲ借入其揭示中期限過去タルヲ以テ其者ヨリ身代限分配ヲ求メタル節處分ノ儀伺

第五百三十五條

(仙臺裁判所)

人民身代限ノ際國稅府縣稅區入費未納ノ者處分等ノ儀伺

第五百三十六條

(神戸裁判所)

民費不納ノ者該區戶長ヨリ身代限處分ヲ裁判所ニ訴出スルキ處分ノ儀伺

第五百三十七條

(仙臺裁判所)

身代限ノ儀ニ付島根縣ニ御指令疑義ノ件

第五百三十八條

(岡山縣) 利息制限法御頒布ニ付伺

第五百三十九條

(青森縣) 工藤喜重太郎身代限ノ儀ニ付伺

第五百四十條

(松山裁判所)

租税不納ニ付財産ヲ公賣スル儀ニ付伺

第五百四十一條

(山形縣)

法律ニ依テ身代限トナリタル者巡查志願ノ節採用不苦哉ノ儀伺

第十三章 地券渡方規則

第五百四十二條

(磐前縣) 一村或ハ兩村以上數村入合ノ山村原野有税無税其地券渡方等ノ儀伺

第五百四十三條

(新川縣) 地券法御發行ニ付租税ノ方法田畑ノ取扱等ノ儀伺

第五百四十四條

(筑摩縣) 村受公有地ノ券狀付與ノ儀伺

第五百四十五條

(神奈川縣) 金子借財辨償難致者地所引渡候節券書面替等ノ儀伺

第五百四十六條

一四〇

(東京府) 府下市街宅地畦地處分方等ノ儀伺

第五百四十七條  
(宮城縣) 地券改正後隱田有之者處分伺

第五百四十八條  
(度會縣) 神宮教院地所地券面認メ方等ノ儀伺

第五百四十九條  
(東京裁判所) 地所賣買約定差違ノ儀ニ付伺

第五百五十條  
(新治裁判所) 地所賣買ノ地券ヲ申受サレ者ノ儀ニ付伺

第五百五十一條

(小倉縣) 新聞試作紙下年期中無代價ノ地券受與ノ儀伺

第五百五十二條  
(宮城縣) 陸軍練練場等地券ノ儀ニ付伺

第五百五十三條  
(岡山縣) 人民便利ノ爲一ノ畦畔ヲ取設有之个所地券狀認メ振ノ儀伺

第五百五十四條  
(三重縣) 人民互ノ契約ニ舊反別記載ノ分改正券面ノ分改正等ノ儀伺

第五百五十五條  
(廣島縣) 地所賣渡代金等取引濟裏書ヲ以地券書替

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引地券渡方規則ノ部

一四一



願出候筈ノ處賣主逃亡其手續ヲナス不能  
節取扱方ノ儀伺

第五百五十六條

(島根縣) 官有地券狀書式ノ儀伺

第五百五十七條

(宮城縣) 戶主代替地券書替サル以前父兄ノ記名ア  
ル地券ヲ携帶失踪スル者處分伺

第五百五十八條

(東京府) 官有地券狀書式ノ儀新潟縣へ御回答疑義  
ニ付伺

第五百五十九條

(島根縣) 湖水中民有地下渡地券狀授與ノ儀伺

第五百六十條

(東京府) 官有地券狀書體ノ儀ニ付工部省ヨリ照會  
ニ付伺

第五百六十一條

(滋賀縣) 一家絶滅ノ地券証預リ人へ下與ノ儀伺

第五百六十二條

(小田縣) 地券面書換ヲ怠ル罰金賣買主何レヨリ追  
徴スヘキ哉ノ儀伺

第五百六十三條

(神奈川縣) 地券所有權ノ儀ニ付伺

第五百六十四條

(秋田縣) 子弟ナル者父兄ノ所有ノ地券ヲ以金策ヲ

ナシ浪費スル者處分方ノ件伺

第五百六十五條

(東京裁判所)

甲地券所有主其地所ヲ乙ニ賣渡ノ契約ヲ  
ナシ乙其地券ヲ以テ丙ヨリ金ヲ借ル其後  
甲乙賣買ノ約定破談トナルヲ以テ甲ヨリ  
直ニ丁ニ賣渡スル丙ヨリ巨障申立候處分  
方ノ儀伺

第五百六十六條

(敦賀縣)

小作地取戻訴訟ノ儀ニ付伺

第五百六十七條

(和歌山縣)

地券下付ノ節陸運會社ニ託シ郵送セシム  
ル途上脚夫誤毀スル者處分方ノ儀伺

第五百六十八條

(司法省)

戸主ニ非ラサル者ニ地券ヲ與フル等ノ儀  
ニ付伺

第五百六十九條

(三重縣)

年期ヲ定メ地所ヲ買得シタル者他人ニ小  
作為致年期地券書換サル者ハ所有ノ權無  
之ニ付其小作米延滞スルモ訴ヘ出ルノ權  
無之哉否等ノ儀伺

第五百七十條

(神奈川縣)

家督相續ヲ受ケ贈遺ノ地券書改ヲ怠リ候  
者科料金等ノ儀伺

第五百七十一條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引地券渡方規則ノ部

(東京裁判所檢事局)

地券狀ヲ抵當トシテ甲ヨリ金ヲ借ル者返濟スル不能ニヨリ甲へ示談ノ上乙へ賣却其金ヲ以甲へ返却ス乙地券ノ書換ヲ乞フニ賣主事故ニ託シテ規避スル者處分ノ儀同

第五百七十二條

(東京裁判所)

地所讓請候者地券書替サル前賣主其地券他へ移スヘキ儀ニ付同

第五百七十三條

(茨城縣)

死亡ノ跡家督相續人犯罪懲役中ノ節地券書替方ノ儀同

第五百七十四條

(廣島縣)

地券狀ヲ詐爲スル爲メ府縣ノ印章ヲ作り押捺スルモノ官印偽造ヲ以テ論スルヤ否ノ儀同

第五百七十五條

(京都裁判所)

地券等縣ノ印章アル文書モ詐僞スルモノ私ノ文書ヲ以テ論シ可然哉ノ儀同

第五百七十六條

(島根縣)

水面或ハ水路井溝等地券渡方ノ儀同

第五百七十七條

(長野縣)

地主死去ノ節遺留財産親戚ニテ保管ノ節地券書換等ノ儀同

第五百七十八條

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引地券渡方規則ノ部

(滋賀縣) 戶主ニ非ラサル者地券証ヲ附與スル件書式ノ儀伺

第五百七十九條

(宮城縣) 戶主失踪ノ節地券書換等取扱方ノ儀伺

第十四章

金穀公借共有物取扱土木起功規則

第五百八十條

(神奈川縣) 各區町村金穀公借共有物取扱土木起功規則第一條第二條等疑義ノ件伺

第五百八十一條

(新潟縣) 各區町村金穀公借共有物取扱土木起功規則第三條ノ儀ニ付伺

第五百八十二條

(石川縣) 各區金穀公借共有物取扱規則ハ營々ハ一區ニ於ル區務所ヲ云フヤ否ノ件伺

第五百八十三條

(山梨縣) 各區町村金穀公借總代人等ノ儀ニ付伺

第五百八十四條

(長崎縣) 區町村金穀公借云々總代人撰舉方ノ儀伺

第五百八十五條

(三重縣) 町村ニ於テ金穀公借若クハ共有物賣買ノ

節戸長與印ノ儀伺

第十五章 訴訟心得

第五百八十六條

(大審院) 人民ヨリ院省使府縣へ對スル訴訟審判不

服ノ節上告方ノ儀伺

第五百八十七條

(長崎上等) 裁判所 訴訟審判中原被告並ニ關係ノ者無勘辨ヲ

以他行等ノ節取扱方ノ儀伺

第五百八十八條

(司法裁判所) 各人民ヨリ院省使府縣へ對スル訴訟ニ付

奏任以上呼出ノ件伺

第五百八十九條

(司法省) 各人民ヨリ院省使へ對スル訴訟ノ儀上等

裁判所へ達方ノ儀伺

第五百九十條

(函館裁判所)

札幌開拓使廳へ對スル訴訟ノ儀伺

第五百九十一條

(大坂上等裁判所)

各人民ヨリ官へ對スル訴訟ハ院省使府縣ニ限リ候哉否ノ儀伺

第五百九十二條

(司法省)

各人民ヨリ院省使府縣へ對スル訴訟ノ儀ニ付布達致度件伺

第五百九十三條

(大坂上等裁判所)

八年甲第五號御布達ニ付七年第廿四號第一條中司法省ニ於テ受理ノ儀ニ付伺

第五百九十四條

(司法省)

愛知縣加藤幾造ヨリ開拓長官へ對スル訴訟ノ儀伺

第五百九十五條

(宮城上等裁判所)

人民ヨリ院省使廳ニ對スル訴訟受理不受理ノ儀伺

第五百九十六條

(宮崎縣)

各區事務取扱所又ハ警察屯所等へ對スル訴訟及區戶長巡查ニ對スル訴訟ノ儀伺

第五百九十七條

(函館裁判所)

寄留届濟ニ在ラサル一時止宿ノ旅人へ係ル訴訟ノ儀ニ付伺

本朝民鑑第二版第二篇上卷索引訴訟心得ノ部

第五百九十八條

一五四

(島根縣)

品物毀損ノ賠償ヲ以テ契約私和シタル者  
期日ニ至リ違約スル者處分方伺

第五百九十九條

(金澤裁判所)

目安糺廢止ノ儀ニ付伺

第六百條

(大坂裁判所)

目安糺トハ被告ノ答辨ヲ待タズ受理不受  
理ヲ判決スルノミチ廢セラレタル哉否  
ノ儀伺

第六百一條

(名古屋裁判所)

目安糺廢セラレ候ニ付伺

第六百二條

(福島縣)

本年丁第廿九號御達ニ付受付掛ノ官吏適  
宜調査ノ儀伺

第六百三條

(静岡裁判所)

本年丁第廿九號御達出訴ノ起頭云々ノ儀  
ニ付伺

第六百四條

(神戸裁判所)

民事詞訟目安糺被廢候儀ニ付伺

第六百五條

(高知縣)

行政上處分不服ニシテ訴出候者出訴期限  
ノ儀伺

第六百六條

(東京府)

代言人中山利愛ヨリ伺書ノ件ニ付伺

第六百七條

(東京裁判所)

明治八年司法省甲第五號布達廢存及區戶長ニ對スル訴訟ノ儀伺

第六百八條

(長崎上等裁判所)

諸官省出張所等相手取吟味願出候節地方檢事取扱方等ノ儀伺

第六百九條

(京都裁判所)

人民相互ノ訴訟ニ官廳關連スル節地方裁判所權限ノ儀ニ付伺

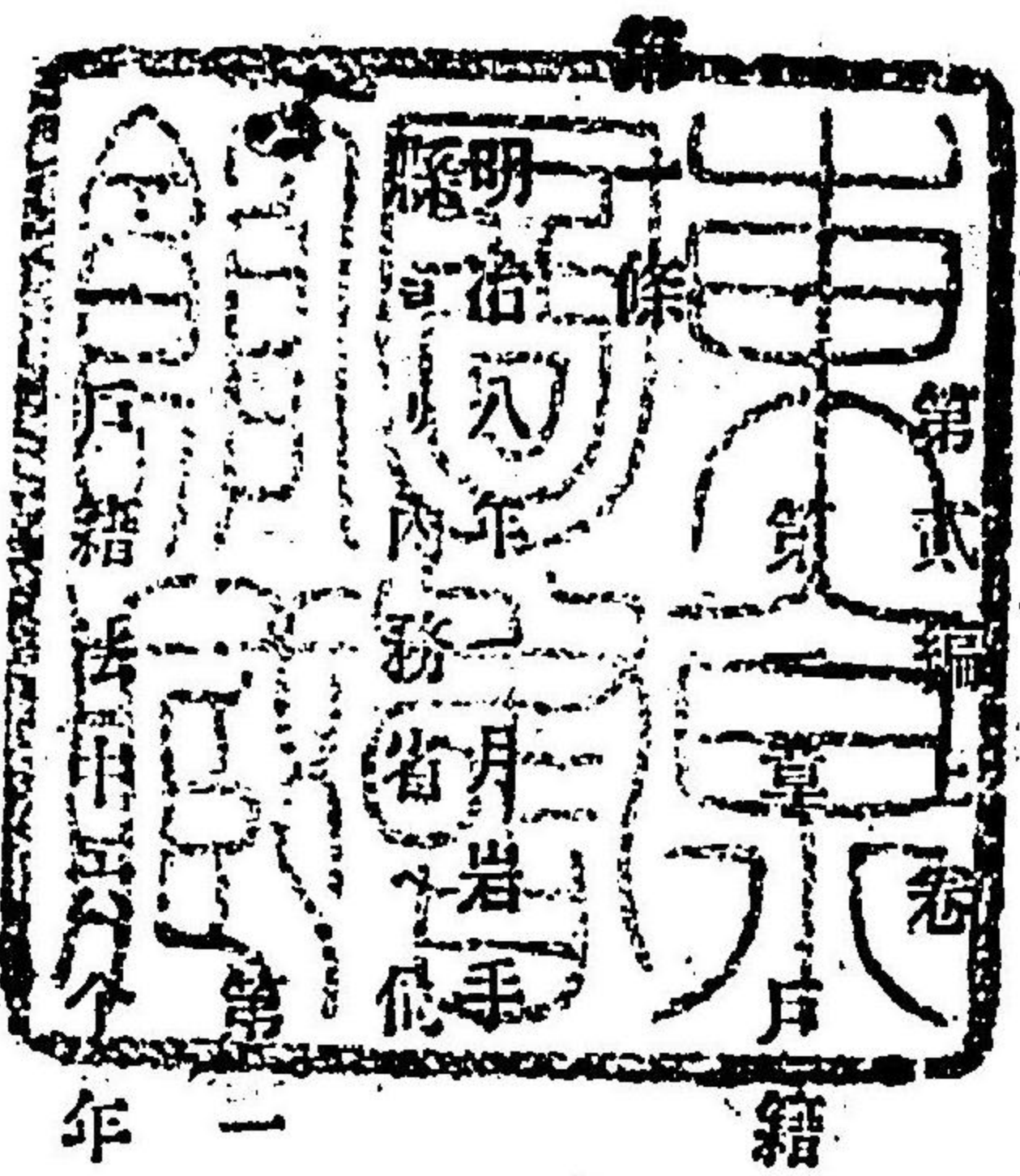
第六百十條

(大審院)

目安糺彼廢候ニ付從前上等裁判所定規ニ對シ疑義ノ件伺

本朝民鑑第二版

田中信顯 編纂



第一條

二分ノ假ニ甲乙ノ番號ヲ附シ置キ或ハ邸宅ヲ壞シ地所開墾シ屋敷番號ヲ欠ノ類一戸ノ爲メニ其都度數家ヲ動シ候テハ其手數繁雜ノミナラス戸籍面點削モ煩

戸籍



敷可相成ニ付甲乙ヲ分テ或ハ新規建家スルモハ順  
次番數ニ欠アルハ其欠員ニ充テ欠號ナキトキハ家  
居ノ位地ニ不拘總テ未號ノ番數ヲ付シ可然哉

第二條

一 幼少ノ男兒及婦女ノ戸主ニハ士庶ヲ不論一般ニ必ス  
後見ヲ撰定シ幼兒婦女ノ戸主ト雖戸内ニ年長ノ親戚  
等アル者ハ別ニ後見ヲ不定候テ可然哉抑又其戸内人  
ヲ以後見ト爲スヘキ哉

第三條

一 棄兒養育米被下ノ間或ハ預中ノ者ハ無論棄兒ノ唱ヲ  
難脱儀ニ候得共賁人有之子弟ト定ムルモ生涯其唱ヲ  
不免シテ自然卑屈ノ域ヲ出ルヲ能ス乍然賁人子弟ト

定ムルモ全養父兄タルヲ不免儀ニテ養子タルモノ養  
實父名ヲ連掲スルハ戸籍法一般ノ書式ニ候得ハ縱令  
幾年ヲ經ルモ削除スヘキ道理ハ無之棄兒ノ如キハ其  
實父アルヲ不知者ニ付死ニ至ルノ年迄棄兒ノ稱ヲ掲  
載スヘキ儀ニ候哉

第四條

一 戸主未タ子ナク他家ヨリ養子ヲ迎ヘ或ハ弟ヲ以養子  
ト定ムルノ後男兒出生スル等ハ本年三月滋賀縣伺司  
法省御指令第三條ニ依リ實父母情願ニ任スヘシト雖  
モ依然其養子ヲシテ家督ヲ讓リ其養子又先出ノ子ヲ  
即弟ニテ養子トナシテ養子トスル者世俗之ヲ順養子ト云  
ルモノ、實甥ナリ養子トスルハ親生男兒ナキヨリ不得  
右ハ發端實弟ヲ養子トスルハ親生男兒ナキヨリ不得

四  
已場合ニ在テ改立スルト否トハ父母情願ニ任スト雖モ若シ改立セサル時ハ其親生ノ子ハ次子タル可クシテ養子ノ爲ニハ弟タリ然レモ正系ハ此弟タル者ニ在テ一旦養子トナルモノハ關係ヲ以嫡ニ代ルモノニ有之若シ其養子男兒ヲ生スルモ其家督ハ養父親生ノ子養弟ニシテ養弟ヲ以又己レノ養子トシ其後ニ於テハ是ヨリ正系ニ復サシム可キ條理ト雖モ若又授受ノ間此義理ヲ追テ又其養父ノ親生ヲ立ントスルモノハ正聞交番右ノ順序ヲ以相繼承スルモ立嫡違法條ニ悖戻スル儀ニハ無之候哉

第五條

一 養父ノ長女ヲ妻トシ其妻死シテ次女ヲ再配セントス

ルモノハ一旦他家ノ養女ト爲シ改テ娶リ候儀ハ兼テ御指令モ有之儀ニ候得共前條ニモ記載候通縱令一旦他ノ養女トナルモノモ戸籍面ニ於テハ養實ノ譯記載候儀ニ付其實ハ養家妹ノ續キナルヲ分明候得共是又不得已場合ニ付戸籍面ノ譯書ニ不拘一時他家ノ名目ヲ掲ル上ハ不苦儀ト相心得可然哉  
右件々相伺候也

(指令)

書面ノ趣左ノ通可相心得事

第一條 追テ一般改正相違候迄民戸増殖スル時ハ左右隣接ノ號ニ次テ甲乙何號ト附シ可申其他燒亡廢沒等ニテ減戸アル時ハ其空號ヲ無波戸籍簿ニ可致詳記事

第二條 戸主幼少ニテ後見人ヲ撰ムニハ戸内戸外ヲ問ハス親戚又ハ他人ニテモ幼者身分家産ニ於テ有益ノ人物相撰候儀ト可心得事

但幼年ニアラサル女戸主ニ後見人ヲ置クニ及ハス第三條 齡十三年迄ハ肩書等棄兒ト致シ右年齡ヲ過クレハ實父母不詳ト記載スベキ事

但十三年以内ト雖養子ニ賞受候者有之棄兒養育米ヲ仰カサルニ至テハ直ニ本條ノ通記載スヘシ

第四條 追テ何分ノ可及指令事

第五條 伺ノ通

第二條

明治八年十月新川  
縣ヨリ内務省へ伺

一本家ノ戸主死亡嗣子無之ニ付末家ノ戸主爲相續罷越其跡長男相續致シ暨ヒ戸主ノ父隱居セシ後本家或他家ノ養子ト相成候者ノ戸主ノ肩書戸籍法則中適例不相見且單記ニシテ一目瞭然ノ書式無之ニ付右等ノ向ハ肩書父誰幾男ト認メ本家或ハ他家相續ノ事故ヲ摘ニ頭記イタシ置可然哉

一六年政府第百七十七號脫籍及行衛不知者年齡八十歳以上ニ相成候得ハ除籍云々ト有之ハ右年齡ヲ超過セシ者ノ跡相續人肩書前項ノ如ク相認メ除籍ノ事由ヲ摘ニ頭記イタシ置可然哉

(指令)

書面ノ趣ハ別紙書式ニ照準シ記載可致候事

別紙

未家ノ戸主ヲ以テ本  
家相續スルノ書式

未家實父某府縣士族  
某氏名亡跡相續

族籍

某氏某名

明治幾年幾月  
年齡何十年何月

某府縣士族  
某氏名父隱居  
養父某氏某名亡歟

族籍

某氏某名

明治幾年幾月  
年齡何十年何月

隱居ノ他家ノ養子ト  
ナリ戸主ニ立ツノ書式

脱籍ノ跡八十年過キ縁故  
アルモノ相續スルノ書式

實父某縣士族歟某氏名亡歟  
某名某年某月某日脱籍八十以上  
付除籍跡相續

平民

某氏某名

明治幾年幾月  
年齡何十年何月

父某氏名某年某月某日脱籍  
八十以上ニ付除籍跡相續

長男

某氏某名

明治幾年幾月  
年齡何十年何月

父脱籍八十年過キ其長男  
跡相續スルノ書式

父某名本家相續

幾男

某氏某名

明治幾年幾月  
年齡何十年何月

第三條

明治八年二月八日  
東縣ヨリ内務省へ伺

一 明治六年第廿八號

二月廿日 太政官御達ノ内當主壯年ナ

レハ疾病其外無據事故有之養子致シ候處前當主疾病

平癒又ハ事故相解候節再家督致シ右養子ハ實家へ立

戻リ候歟又ハ當主他へ縁付候共雙方熟談ノ上願出候

ハ、聞届不苦ト有之右養子他へ縁付其者戸主トナル

ハ籍面肩書へ實父ノ名ヲ可顯ハ勿論ニ候共養父二人

有之儀ニ付肩書如何相認可然ヤ

一 後家長男ヲ家ニ置キ次男三男召連レ再嫁スルハ現夫

ヨリ右連レ子ヲ養子ト見做シ可中ヤ

一 當主長男次男有之配偶スへキ娘并ニ分家スル目途無

之共養子貫請候儀不苦候ヤ

一 娘ニシテ父母存在ノ節夫ヲ迎へ男女子出生ノ後父没

シ夫離縁歟死去ノ後後夫ヲ迎フルハ前夫ノ男女子後

夫ノ實子ニ無之ニ付肩書如何記シ可然ヤ

一 娘分家シ戸主トナリ夫ヲ迎へ家名讓渡ノ後夫ノ肩書

へ實父ノ名ノミヲ記シ候テハ男子分家スルノ姿ニ相

成候ニ付妻ノ父ヲ養父ト見做シ實父ノ名ヲ記シ養子

分家ノ書式ニ認可然儀ニ候ヤ

右件々相伺候也

(指令)

書面第一條養子タルモノ養父兩名ヲ帶スル理ハ無之既

ニ六年第廿八號公布ノ趣意モ最初ノ養家ハ斷縁ノ上一

且實家へ立戻ル筋ニ候條此旨可相心得第二條妻ト現夫トノ約定ニ因テ養子或ハ厄介附籍トスルヲ得ヘク第  
三條伺ノ通第四條詮議中ニ付追テ何分ノ儀可相達等五  
條妻ノ父ヲ養父ト見做ス理ハ無之其夫實父ノ名ノミナ  
記載致シ候共男子分家ノ姿ニハ不相成候條該家世代ヲ  
數フルキハ妻ヲ初代現夫ヲ二代ト可相心得事

第四條

明治八年五月五日名東  
縣ヨリ内務省へ再伺

第一條

一 本年二月二日附戸籍伺書中第二條後家長男ヲ家ニ置  
キ次男三男召連再嫁スルキ妻ト現夫トノ約定ニ因テ  
養子或ハ厄介附籍トスルヲ得ヘクトノ御指令ニ候

處有養子ヲ他へ縁付ケ候節ハ一旦實家へ立戻ラス筋  
ニ候へ共右實家退轉ニ候ハ、養家ヨリ爲縁付可申其  
節實父ノ名并再養父ノ名ノミナ記載シ現養父ノ名ハ  
顯サストモ可然哉

第二條

一同條御指令文ニ有之厄介附籍トハ同一ノ事ニ候哉若  
シニ様ニ區分候トキハ厄介ト附籍トノ別如何相心得  
可然哉

(指令)

書面第一條ノ趣左ノ如ク可記載事

實父甲某亡幾男 但實家退轉  
其養父乙某ヨリ丙某へ改テ養子トナル  
養父丙某

戸籍

何ノ某

年號月何年幾月

第二條 區別ナク同一ナルヘキ事

第五條

明治八年三月三十一日  
福島縣ヨリ内務省ヘ伺

毎歳戸籍總計帳并表共差出來候處從來戸籍ニ關スル公  
布等追々閱了致候得共總計ハ縣廳ニ留置候迄ニテ別段  
御省ヘ可差出成規モ無之且表ハ總計帳ヲ以テ調製スル  
カ故ニ同様ノ儀ナレハ別ニ總計ハ御入用モ無之自今戸  
籍職分其他ノ表ノミ上達可仕ト勘考罷在候處本年乙第  
十七號御達ニヨレハ同様共差出可申成規モ有之ヤニ相  
見ヘ何分了解致兼候ニ付相伺候也

(指令)

書面戸籍職分出入寄留總計帳并表共毎年期限通届出可  
申儀ト可相心得事

但シ本文届方ノ儀ハ去ル辛未十二月戸籍法則中心得  
方并改正ノ廉御達ノ中第七條ニ掲載候條此旨可相心  
得事

第六條

明治八年三月二十五日  
東京府ヨリ内務省ヘ伺

從來華士族ノ家籍ニ縁故有之附籍厄介ト相成居候者總  
テ元身分ヲ以取扱來候處將來華士族ノ家族都合ニヨリ  
平民ノ家ヘ附籍厄介ト相成候テモ同様元身分ヲ以取扱  
可然ヤ左候時ハ現籍ノ族ト身分取扱方ト相違致シ不都

戸籍

合ノ次第モ有之現今東京裁判所ヨリ尋問中ニ候得共何  
分戸籍法則中判然タル條例モ無之候間相伺候也  
(指令)

第七條

書面ノ趣ハ從前ノ通元身分ヲ以可取扱事

明治八年四月二十二日  
兵庫縣ヨリ内務省ヘ伺

今般第五十五號御達各地方寄留ノ者諸願伺届自今其寄  
留地ノ管應ニ於テ取扱處分濟本貫應ヘ通達可致旨言ハ  
諸營業ニ属スル願伺届ニ可有之ヤ又ハ何等ニ拘ラス一  
切通達致候儀ニ可有之ヤ相伺候也

(指令)

書面ノ趣ハ其本貫ニ關係無之全ク寄留上ノミニ限ル事

第八條

件ヲ除クノ外一切通達ノ儀ト可相心得事

明治八年二月七日熊  
谷縣ヨリ内務省ヘ伺

官華族ノ家令以下職名有之者ハ其本貫族籍士民ノ別ヲ  
シ有官ノ者ニ準シ取扱可申ハ勿論ニ候得共其有官ノ者及  
華士族教導職神官僧侶ノ雇人ニテ職名無之者ハ其本貫  
族籍ニ依リ士族平民ノ取扱ニ致シ可然哉又譬ヘハ士族  
及在職者ノ雇人二名有之内一人ハ一家重要ノ事ヲ任シ  
事アルハ家長ノ名代トナリ官司ニモ出ル者ニテ一人ハ  
薪水ノ賤役ノミヲ執ル者行之何レモ其本屬ニ依リ取扱  
可然哉相伺候也

(指令)



書面伺ノ通り

第九條

明治八年五月四日廣島縣ヨリ内務省へ伺

本年太政官第四十四號人民署名肩書云々御布告ニ付戸籍帳へ肩書ハ平民ト書載セ差支無之候得共職分表ニテハ農工商雜業ト區別ヲ立書載スル御成規ニ御座候處御布告但書諸規則及雛形中肩書云々ト御座候へハ戸籍へ關係ノ廉ニ當リ候ヲモ都テ平民トノニ書載職分表モ同様平民ト書載候儀ニ候哉相伺候也

(指令)

書面伺ノ趣本年太政官第四十四號布告ノ趣旨ハ人民署名肩書記載方ニ付各貫屬并管下ノ文字被相除候ノミノ

第十條

儀ニ候條職分表農工商等職名記載方ニハ關涉無之事

明治八年六月五日茨城縣ヨリ内務省へ伺

甲ノ管轄内ニテ原籍アル者全戸又ハ家族ノ内一兩人乙ノ管轄内ニ寄留中逃走スル者ハ甲ノ本管轄ニ通知スルキハ勿論ナレモ公則ニ依リテ其親戚隣保へ更ニ六個月間尋方申付候ハ甲管轄ノ專任ニ可有之ヤ又ハ寄留地親戚ノ有無ニ關セス乙管轄ノ專任ニ心得可然ヤ各縣區々ノ取扱ニ相聞候間相伺候也

(指令)

書面伺ノ趣寄留ノ縣々ニテ尋方取計其段本籍へ通達可致儀ト可相心得事

第十一條

明治八年三月二十三日  
名東縣ヨリ内務省ヘ伺

双子三子兄弟順序ノ儀前ニ産ル、チ兄弟ト取極候趣太  
政官日誌ニ相見ヘ御布告ハ無之候得共長次繼嗣ノ訴訟  
等有之節ハ右ニ準據シ裁判候儀ト相心得申候然ルハ  
右順序ノ儀此際管下ヘ布達仕度相伺候也

(指令)

追テ本文取極ノ儀既往將來ノ區別併テ相伺度候

書面ノ適可取計事

但シ既往ノ分ハ共儘据置キ將來ノ順序相定候儀ト可  
心得事

第十二條

明治八年十二月十五日  
夕岡縣ヨリ内務省ヘ伺

當縣戸籍帳ノ備ハ去明治五年編製其後總計表ノニ年々  
上中爾來連年生死出入等共外加除増減ノ處錯亂脱誤等  
不少所詮在來ノ元帳ニ就キ現實ノ精調難相成候間本年  
九月更ニ管内一般改正取調即今漸ク整頓ニ相成候ニ付  
不時進達ノ總計表トハ聊カ差異モ可有之候得共此度現  
實改正ニ付向後ノ儀ハ該計表ヲ元ニ相立テ加除精調仕  
度此段モ兼テ御聞置被下度候也

(指令)

書面ノ趣ハ無餘儀事情ニ相聞候得共定期ニ後ノ臨時改  
正候テハ到底全國戸口ノ計算上ニ於テ入狂ヒ不都合ニ  
付本年一月一日調ハ最前差出候表回テ相用候條此旨可

戸籍

相心得尤本年九月調換候分ハ來明治九年一月一日調ノ  
根帳ニ可致事

但出生死亡送入籍等増減加除ノ儀ハ本年一月一日ニ  
リ同十二月三十一日迄ノ分ト可相心得事

第十三條

明治九年一月八日京  
都府ヨリ内務省ヘ伺

今般戸籍表中廉々御訂正相成候處戸籍及ヒ職分總計書  
式ノ儀ハ今度御訂正ノ表ニ照準シ可相改儀ニ候哉將又  
總計書式ノ儀御更正御達可有之哉相伺候也

(指令)

書面伺出ノ通訂正ノ戸籍表ニ照準シ三箇ノ總計相改メ  
不苦候事

第十四條

明治九年二月十七日和  
哥山縣ヨリ内務省ヘ伺

戸籍編制ノ儀ハ其宅地ノ番號ニ拘ハラヌ總テ其町村内  
連擔順序ニ隨ヒ番號ヲ付シ候ニ付建物書入質ノ証書及  
圖面ヘハ地券番號ヲ相用ヒ右規則中第一二四號書式末  
件ニ何番地寄居ト有之分ハ本人住居ノ戸籍番號ヲ相用  
可中哉ニ候得共其番號自ラ二様ニ涉リ煩雜混淆ノ患モ  
有之候間戸籍ノ儀ハ自今何番戸ト掲載不苦哉ノ儀客月  
九日相伺候處地券面ノ番號ヲ掲載可致旨御指令有之右  
ハ書入質証書ハ勿論戸籍トモ總テ一切其地券面ニ遵據  
可致儀ト相心得可然哉相伺候也

(指令)

戸籍

書面ノ趣何番地建物ト有之候ハ地券面番號ヲ記載シ第  
一二四號書式末件肩書ハ本人住居或ハ寄留地ノ番號ヲ  
掲載候儀ト可相心得事

第十五條

明治九年一月廿五日  
谷縣ヨリ内務省ヘ伺

出入寄留表ノ内文部省定メ正則中小學校教師ノ部無之  
右ハ別ニ部目ヲ舉ケ記載可致哉又ハ本邦學ト有之部ニ  
混記可然哉且附録表中巡查ト有之候處當今巡查ノ儀ハ  
判然タル等外吏ニ付職分表中官員ノ部ニ記載候儀ト相  
心得可然哉和伺候也

(指令)

書面小學校教師ノ儀ハ別ニ部目ヲ掲ケ記載可致巡查ノ

第十六條

明治九年二月三日  
城縣ヨリ内務省ヘ伺

儀ハ從前ノ通附屬表ヘノニ記載可差出事

寄留總計帳差出方ノ儀昨八年十二月七日附ヲ以相伺候  
處書面追々戶籍法改正ノ上可相達品モ可有之候條先夫  
迄ノ處總計帳不及指出尤福島縣伺ノ儀ニ付指令ハ其後  
取消候旨御指令有之然ル上ハ本年以後總計表ノニ指出  
候得ハ其他ノ總計帳ハ指出ニ不及儀確然無疑被存殊ニ  
舊新治縣ニ於テハ同表ノニ進達同帳ハ是迄不差出旨合  
縣ノ際演述書ヲ以申繼モ有之ニ付彼是以可然事ト心得  
諸般ノ順序夫々着手爲致候處明治七年一月一日調元新  
治縣戶籍總計進達ノ儀ニ付本年一月十四日附ヲ以相伺

戶籍

候書面へ客歲十二月中伺出ノ趣ハ其縣寄留總計帳ノ儀  
 付テノ指令ニ候條其旨可相心得トノ趣御達ニ相成免  
 角福島縣伺云々取消トノ但書行文了解仕兼候ニ付相伺  
 候也

(指令)

書面ノ趣明治八年以來三總計帳ハ申立ノ通り差出ニ不  
 及尤舊新治縣明治七年一月一日調ノ分方今要用ニ有之  
 候條兼テ丙第四十三號ヲ以相達置候通早々可差出事  
 但福島縣伺ニ付指令ハ當省日誌第十七號中掲載ノ以  
 後再伺出有之節明治七年一月一日調ノ分ノ三總計  
 帳可差出但最前ノ指令ハ取消ノ旨同縣へ相達候儀ニ  
 候條此旨可相心得事

第十七條

明治九年一月十七日岩  
 手縣ヨリ内務省へ伺

昨八年十二月廿七日附テ以テ本年一月一日調戸籍表五  
 枚御下渡有之且右表ノ内廉々訂正ノ分取調進達可致旨  
 戸籍察ヨリ御達ノ趣有之候處去ル辛未十二月御改正有  
 之候各區戸籍職分寄留等ノ總計帳取調方訂正ノ儀ハ向  
 後如何相心得可然哉然ルニ當縣管下ノ儀ハ昨甲戌年區  
 畫改正大區十七扱所八十箇ニ區分ノ之ニ正副戸長ヲ置  
 キ區長ハ設置致サ、ルニ付右八十扱所ヨリ差出スヘキ  
 總計帳凡二百五十通程ノ多數ニ相成自然手數相嵩ニ又  
 御省へ遞送入費モ不勘依之以來各扱所戸籍總計共今般  
 御頒布ノ表面ニ基キ更ニ管下ニ於テ彫刻ノ上摺出シ之

戸長へ下渡シ是迄戸籍職分寄留等ノ總計帳ヲ以テ取  
 調來候分ヲ凡テ石表面へ登記シ正副戸長連印爲差出御  
 規則ノ通管内總計表一枚ニ取調進達仕候ハ、自然手數  
 及入費モ相省ケ候ノミナラス各扱所戸籍員數一日際然  
 ニ可有之尤右表面彫刻摺出入費及用紙代價ノ儀ハ管内  
 區入費ノ内ヨリ仕拂方取計前顯ノ通取經メ進達候様仕  
 度相伺候也

(指令)

書面ノ趣各區總計表ハ追テ相違候迄差出ニ不及戸籍職  
 分寄留表ノミ是迄ノ通り可差出且總計帳雛形ノ儀ハ先  
 般戸籍頭ヨリ相違候表面ニ倣ヒ改正可致尤總計帳ノ儀  
 ハ時宜ニ寄り入用ノ儀モ可有之候條各區扱所ニハ備置

候様可致候事

但各區ヨリ表面ニ仕立爲差出候儀ハ其應便宜ニ爲任  
 不苦候事

第十八條

明治十年一月十三日東  
 京府ヨリ内務省へ伺

戸主タル者單獨老幼極貧等ニテ一戸ヲ維持スル能ハス  
 親戚縁故へ附籍スルルハ一戸廢絶云々ノ儀昨明治九年  
 十二月十二日附テ以テ相伺候處四月二十三日附テ以テ  
 附籍ハ一戸廢絶ノ儀ニ無之云々御指令ニ付疑團ノ廉更  
 ニ相伺候

第一條

一戸主タル者一家ヲ取疊ニ他ニ附籍タルモ一戸ヲ廢絶

スルニ非ストスルキハ同居人ト同ク其家長ヲ一戸主  
ニ數ヘサルヲ得サル理ニシテ戸籍法ト抵觸候様相考  
候右ハ如何相心得可然哉

第二條

一 附籍ノ儀家族同様徴兵ニモ召募相成候上ハ止テ家名  
ヲ存スルノミニテ毫モ一戸存在ノ權ヲ有セサル者ト  
相考候然ルニ仍ホ一戸存在ノ者トスルキハ徴兵ニモ  
召募スヘカラサル哉ニ存候右ハ如何相心得可然哉

第三條

一 附籍人ヲ一戸存在ノ者トスルキハ他日他ノ婦孀養子  
女等ト爲ルキハ一戸ヲ廢絶スル儀ニ付必ス御省ニ伺  
出候儀ニ可有之哉

第四條

一 附籍人ヲ一戸存在トスルキハ附籍タラシメシ戸主ト  
其財産ヲ共通セサル哉果シテ然ルキハ戸主身代限或  
財産遺徴ニ遭フト雖モ附籍人ノ財産ニ關係セサル儀  
ニ可有之哉

第五條

一 妻離縁ノ節實家斷絶ノ者ハ親族縁故ヘ附籍スル例有  
之附籍人ヲ一戸ト看做スキハ右様ノ者ハ新ニ一戸ヲ  
立タル筋ニ可有之哉

(指令)

第一條 附籍者ハ別ニ姓名ヲ有スルモノニ付其家長ヲ  
一戸主ニ數フルハ勿論ノ儀ニテ戸籍ハ其附籍スル所

ノ戸籍ト一紙ニ記載スルト雖モ法則ニ抵觸スル廉無  
之候事

第二條 一般ノ戸主同様免役ニ屬シ候儀ト可相心得事

第三條 第四條 第五條 總テ伺ノ通

第十九條

明治十年一月二十日岩  
手縣ヨリ内務省ヘ伺

第一條

一妾名定方ノ儀戸籍法書式中ニ無之候得共明治八年太  
政官第貳百九號御達ニ婚姻又ハ養子養女ノ取組若ク  
ハ其離婚離縁假令相對熟談ノ上タリモ雙方ノ戸籍ニ  
登記セサル内ハ其効ナキモノト看做スヘキ旨有之ニ  
就テハ未タ入籍セサルモノハ妾ノ名義難附儀ニ可有

之哉果シテ然ラハ出生ノ子女ニ於ケルモ妾腹ノ名稱  
ハ自然消滅候儀ト相心得可然哉

第二條

一既ニ庶母ノ籍ヲ異ニシテ妾腹ト届置候子女今時ニ至  
リ其名稱無之ハ私生ヲ以テ取扱ヒ戸籍上書式父ノ籍  
ニアルモノハ腹書ニ實母ヲ顯シ置キ候得ハ系統モ明  
瞭ニ和成リ後來紛疑ヲ生候様ノ儀有之間敷ニ付右ノ  
手續ヲ以テ訂正可然哉

第三條

一右同斷ノ場合ニ於テ其子女タルヤ素ヨリ妾腹トハ殊  
異スルト雖モ均シク庶子ヲ以テ取扱候方ト被考候得  
共戸籍上兄弟姉妹等ノ順序取調候儀ハ如何相心得可



然哉

三四

右件々一定ノ御規則相見へ不申人民疑惑候ニ付御指揮ニ依リ管下一般へ相達シ訂正致度相伺候也  
(指令)

書面伺ノ趣左ノ通相心得訂正可致別ニ一般へ相達スルニハ不及候事

第一條 第二條

妾モ送籍セサレハ勿論其名義ハ無之尤

生母ハ異籍タリモ父ノ認メニ由リ其子ヲ庶子ト致候

ニハ更ニ差支サル儀ニ付従前已ニ妾腹ヲ以テ届濟ノ

分ハ即チ父ノ認メヲ經タル者ニ付庶子ト肩書可致事

但腹書ニ母名ヲ顯ハス等ノ書式ニハ不及事

第三條

庶子中長幼ノ順序ヲ以テ嫡子次三男ノ次ニ記

載可致事

第二十條

明治十年二月十五日福島縣ヨリ内務省へ伺

第一條

一 戸籍調査ノ儀ニ付今般第貳拾號公達但書ノ趣ニ據レ

ハ製表進呈ノミチ罷メラル、ノミナラス戸籍法第五

則中縣廳ニ於テ人員ノ異動本書へ加除スルノ件及ヒ

辛未年十二月戸籍法中心得方公布第五條但書トモ施

行ニ不及儀ト相心得可然哉

第二條

一 果シテ然ラハ向後戸籍上ノ取扱ハ單ニ區戸長ニ任セ

ラシ候御趣向ニモ可有之哉然ル時ハ地方廳ニ有之儀

戸籍

三五

冊自然不要ニ屬シ可申本縣ノ如キハ兼テ上申仕置候  
通當時元磐前若松ノ地方改正中ニ有之候處多少ノ民  
費ヲ耗シ結リ不要ノ帳簿爲差出候モ無益ニ付區會所  
臺帳ヲ製シ候迄ニテ別段縣廳へ取置不申候テモ可然  
哉

右兩條相同候也

(指令)

第一條 伺ノ通

第二條 戶籍上ノ取扱單ニ區戶長ニ任セラルト否トハ  
追テ何分ノ儀相違候得共帳簿爲差出方等ノ儀ハ伺ノ  
通適宜可取計事

第廿一條

明治十年二月廿六日千  
葉縣ヨリ内務省へ伺

凡妊娠十箇月ニ至リ胎中ニ在テ既ニ死シ分娩スル者モ  
出生後直ニ死没ノ者ト同シク長次男ト稱シ其後出生ス  
ル男女子ハ次三女ト稱シ候儀ト相心得可然哉  
但妊娠十箇月以内ニテ分娩シ死胎ナルトキハ縱令ヒ  
肢體ヲ具フト雖モ長次女等ノ稱ヲ不冒儀ト相心得可  
然哉

(指令)

書面伺ノ趣胎死ノ兒ハ生兒ノ數ニ加ヘサル儀ニ付無論  
長次男女ノ稱無之儀ト相心得事

第二十二條

明治十年四月十二日高  
知縣ヨリ内務省へ伺

戶籍

戶籍法中九十日内外ヲ以テ旅行寄留ノ目ヲ別タル候處  
 警ヘハ廻國行脚ノ如キ其實一所ニ寄寓セスシテ其日數  
 合計九十日以外ニ及フ者ハ願ニ依リ六箇月若シクハ壹  
 年間ヲ定メ旅行証ヲ(何年月日發足ヲ以テ何所ヨリ何道  
 通り日數幾日間旅行ト記スル如キモノ)付與可致哉相伺  
 候也

(指令)

書面伺ノ趣旅行ハ其旨届ケノミニテ別段願出テ及ヒ旅  
 行証付與スルニ不及候事

但九十日内外ヲ以テ逗留ト寄留ノ別ヲ立ルハ寄留地  
 區地ノ區分ト可心得事

第二十三條

明治十年六月十六日長  
 崎縣ヨリ内務省ヘ伺

縣ニ於テ戶籍加除ノ儀相同候處縣廳ニ於テ取扱フニ不  
 及儀ト可心得旨本月一日附テ以テ御指令ノ趣承知仕就  
 テハ取扱振左ニ相伺候

第一條 縣廳ニ於テ戶籍ノ加除ヲ廢スルハ其戶籍全ク  
 無用ニ屬スル故凡戶籍ニ係ル諸願届等其實ノ當否ヲ  
 問フニ由ナシ就テハ是迄縣廳ノ許可ヲ受來候願届等總  
 テ區戶長限リ爲取扱可然哉

第二條 前條若シ區戶長ヘ委任難相成キハ願届等事實  
 相違ノ有無ハ區戶長專ラ之ヲ保証シ縣廳ニテハ全ク書  
 面上ニ就キ條理ノ如何ノミヲ商議シ其理否ニ由リ相當  
 處分可然哉

第三條 前條書面上ノミヲ以テ處分ヲ爲ス時ハ若シ事實ニ相違アリトモ區戶長其責ニ任シ縣官ハ關係無之哉

第四條 若シ縣官ニ於テ其責免レ難トモハ事實不當ハ家督ヲ相續セシムルニ庶長ヲ以テ嫡長トシ或ハ長男ヲ差置キ二三男等ニ相續セシムルノ類アルモ戶籍備ラサレハ爲メニ處分ヲ誤リ候モ難量尤書面上ニ就キ聊モ嫌疑ノ廉アラハ之ヲ區戶長ニ質問シテ差支ナシト雖モ其嫌疑無之分ニ至テハ唯條理ニ據ルノ外無之右等ノ類ハ如何相心得可然哉

(指令)

第一條 戶籍加除ノミニ止ル届ハ區戶長限リ取扱ヘク是迄縣廳ノ許可ヲ受來候諸届等ハ從前ノ通り可心得事

第二條 第三條 伺ノ通

第四條 條理ニ付テ處分可致ハ勿論ニ候得共疑團ノ廉ハ精々諮問ヲ遂ケ事實相違ノ處分無之様注意可致事

第二十四條

明治十年七月十二日千葉縣ヨリ内務省ヘ伺

明治十年第二十號御達但書ノ儀ニ付同年御省日誌第十號二月廿七日福島縣伺第一條ニ御指令ノ次第モ有之候ニ付當縣ニ於テモ左ノ通取扱可然哉

第一條 戶籍法第五則中縣廳ニ於テ人員ノ増減戶籍帳ヲ加除スルノ件ハ相停メ總テ區戶長限リ爲取扱度候  
第二條 人民出願ノ條件ニシテ戶口ニ係ル事柄ハ一々縣廳備付ノ戶籍帳ニ照合ノ上指令及來候處戶口異動ノ

戶籍